

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、岐阜県知事から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

岐阜県監査委員	若	井	敦	子
岐阜県監査委員	恩	田	佳	幸
岐阜県監査委員	鈴	木	祥	一
岐阜県監査委員	安	田	典	子
岐阜県監査委員	飯	沼	敦	朗

1 令和5年度、4年度、3年度及び2年度
包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

(1) 令和5年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の子どもに関する補助 金	知事部局	指摘	125	－	109	16
		意見	129	－	112	17
合計			254	0	221	33

※知事から令和7年2月17日付け行第236号で通知があったもの

指摘：違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの

意見：違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

(2) 令和4年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ずべき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の防災に関する事業 (災害予防・災害応急対策・災害復旧)	知事部局	指摘	171	133	19	19
		意見	163	107	38	18
		合計	334	240	57	37

※知事から令和7年2月17日付け行第237号で通知があったもの

(3) 令和3年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業	知事部局	指摘	268	223	17	28
		意見	171	137	11	23
		合計	439	360	28	51

※知事から令和7年2月17日付け行第238号で通知があったもの

(4) 令和2年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の住宅に関する事業	知事部局	指摘	177	163	14	0
		意見	121	110	11	0
合計		298		273	25	0

※知事から令和7年2月17日付け行第244号で通知があったもの

(参考)

令和元年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県立高等学校及び県 立特別支援学校	知事部局	指摘	14	14	0	0
		意見	4	4	0	0
	教育委員会	指摘	1,065	1038	0	27
		意見	160	153	0	7
合計		1,243		1,209	0	34

平成30年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
林業施策に関する財務事務の 執行及び事業の管理	知事部局		9	8	0	1

平成25年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局		25	24	0	1

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ：岐阜県の子どもに関する補助金】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの
改善報告	…監査期間中に、自主的にあるいは監査の過程を経て改善を実施している場合

第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要 【指摘9、意見14】

○指摘・意見一覧表

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	33頁	意見	【事業評価調書の誤り】 事業評価調書は、補助金の必要性や効果検証に役立てるために作成する資料であるとともに、県民への情報公開を行う意味でも重要な資料である。本来的には、作成した担当課が責任を負うべき資料ではあるが、誤字脱字が複数認められては、資料作成に対する担当課の姿勢が疑われかねない。県民への説明責任を果たす意味でも、審査を行う財政課においても、適切な記載がなされているかを確認の上、表記の誤りがないよう指導するのが望ましい。	措置済	令和6年度	当初予算編成に係る事務処理通知の中で、正確かつ適切に事業評価調書を作成するよう周知を図るとともに、財政課においても、予算編成の過程の中で確認を行った。	財政課
2	34頁	意見	【事業評価の方法】 事業評価調書が、同じような内容となる原因としては、作成を行うのが事業評価を受ける担当課であり、同じ担当課が毎年作成することに原因があると考ええる。5年に1度の事業見直しなど、定期的な点検の際に、事業評価調書を財政課が改めて見直すか、第三者評価の機会を設けるなど、担当課以外が事業評価について、確認する機会を設けるのが望ましい。	措置済	令和6年度	当初予算編成に係る事務処理通知の中で、正確かつ適切に事業評価調書を作成するよう周知を図るとともに、財政課においても、予算編成の過程の中で確認を行った。	財政課
3	34頁	意見	【県単独補助金事業評価調書】 事業評価調書の作成は、予算要求を行う担当課が責任を負うべきところではあるが、提出を受ける財政課としても、県単独予算の事業の予算要求に際しては、予算の中に補助金が混入している事がないか担当課に確認し、補助金が存在する場合は、事業評価調書を区分することを求めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	当初予算編成に係る事務処理通知の中で、正確かつ適切に事業評価調書を作成するよう周知を図るとともに、財政課においても、予算編成の過程の中で確認を行った。	財政課
4	35頁	指摘	【公表の有無】 国の予算措置との関係でスケジュール的な問題があるにせよ、私学振興補助金を始めとする私学助成金は、補助金の中でも非常に大きな金額を占めるだけでなく、私立高校の運営の主体は県が主管として担う存在であることから、県民の関心も高く県民への公開の必要性も高い補助金である。特に、その補助単価の設定が、国からの補助金とは異なる岐阜県独自の単価計算に基づくことからしても県民に公表する必要性が高い。 このような重要な補助金については、他の補助金や事業と同様に、その予算編成過程の公表を行うべきであり、予算要求資料及び事業評価調書の作成をし、公表を行うべきである。	措置済	令和6年度	決定状況の公開は可能であることから、令和6年度当初予算より公開した。	財政課
5	36頁	意見	【要綱の作成】 要綱の規定の仕方については、各課での工夫が存在しており、横断的にその取組を紹介することが、より緻密な要綱の作成と誤った事務処理を防ぐことに繋がると考えられる。特に、年度末の会計処理については、会計年度区分にも影響を与えることになるため、予算編成業務担当者研修等で適切な要綱の定めと運用を周知することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年11月6日開催の「補助金等交付事務研修会」において、要綱の参考事例等を示しながら、作成時におけるポイントなどを周知した。	財政課

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
6	37頁	意見	【交付申請・交付決定】 申請者が、交付申請期限を徒過した際に、補助金交付決定を行うことそのものは、行政裁量の逸脱濫用にあたらぬ限り違法とはならないと考えられるが、公平性の観点からは、妥当な判断ではなく、行政裁量の逸脱濫用と評価されないように担当課としても期限徒過の受付を控えるべきであり、財政課や出納管理課においても、注意喚起を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年11月6日開催の「補助金等交付事務研修会」において、交付申請の受付などが補助金等交付規則や各課が作成する要綱の規定に沿って適切に処理されるよう注意喚起を行った。 なお、出納審査や会計事務実地指導において誤った運用を把握した場合には、その是正を指導することとしている。	財政課、出納管理課
7	38頁	意見	【事業完了確認】 補助金の支出が当該年度の支出として認められるためには、3月31日までに補助対象事業の完了が確認される必要があるところ、補助事業の完了を実績報告書で行う場合、年度末まで事業が継続されている事業では、実績報告書の不備が存在した場合、事業完了の確認が行えない場合が想定される。この点、事業完了確認は、必ずしも実績報告書により行う必要はなく、課によっては、事業完了報告書の運用などで、事業完了を、実績報告書とは別の書面で行っていることが確認された。 補助金の運用に関しては、各課の責任において行う面があるが、完了報告書が存在せず、電話等で事業完了を確認した文書も存在せず、実績報告書と完了確認を同一にしていると考えられる課も存在している。 このような運用を行っている課に対しては、3月31日を経過しての実績報告書の提出により、会計年度内の事業完了確認が出来ない事態にもなりかねないことから、完了報告書の運用の仕方などを紹介し、年度内の事業完了の確認についても記録化するよう指導するのが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県補助金等交付規則を所管する総務部（財政課及び法務・情報公開課）と令和6年11月6日に「補助金等交付事務研修会」を開催し、補助金事務担当職員に会計事務の取扱いを周知した。 なお、出納審査や会計事務実地指導において誤った運用を把握した場合には、その是正を指導することとしている。	出納管理課
8	39頁	意見	【事業完了日】 補助金を管理する各課の中で、出納管理課の事務連絡を十分理解していないと思われる状況が確認されている。適切な補助金の運用となるべく、改めて補助金の運用について各課に周知し、誤った運用となっている場合は、要綱の訂正や運用面の訂正を行うよう指導するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年11月6日開催の「補助金等交付事務研修会」において、平成19年4月1日付け第10号「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」を改めて周知した。 なお、出納審査や会計事務実地指導において誤った運用を把握した場合には、その是正を指導することとしている。	財政課、出納管理課
9	39頁	指摘	【報告日】 どのような理由であるにせよ、実際の作成日付と異なる文書の作成は認められない。実際の作成日に合わせた報告書の記載を徹底すべきである。	措置済	令和6年度	岐阜県補助金等交付規則を所管する総務部（財政課及び法務・情報公開課）と令和6年11月6日に「補助金等交付事務研修会」を開催し、補助金事務担当職員に要綱の規定に沿って適切に処理する（正確な日付で報告書を提出させる等）よう注意喚起を行った。	出納管理課
13	54頁	意見	【将来計画】 各市町村においては、幼稚園・保育園、小学校、中学校などの管轄する学校施設の統廃合等の検討を具体的に行っている市町村が存在するが、県立高校においては、具体的な統廃合の方針や計画は存在しない。 県が管理する高校の統廃合の是非については、地域の実情等を考慮した極めて難しい判断を迫られる問題であるが、県立・私立学校ともに生徒数は年々減少し、今後も減少することが確実でありながら、学校の統廃合等に関して方針や計画が存在しないことは、どのような時点で統廃合等を検討するかも分らず、県立高校による経費や私立学校への補助金について、有効性や効率性を検証するための指標すら存在しないこととなる。 県が統廃合を判断するのは県立高校であるが、一方で、私学に関しても、私学助成金は県の補助行政であることから、今後の私立学校の維持のために、どのような私学助成を行うかについては、県の判断によるところが大きい。 そのため、県立高校・私立高校いずれも、今後の社会情勢に合わせて、どのように統廃合等や私学助成を行っていくのかなどについて、今後の方針や計画を策定するのが望ましい。	措置済	令和6年度	第4次岐阜県教育振興基本計画（計画期間：令和6～10年度）において、「2029年以降の急激な生徒減少期を見据えた今後の県立高等学校のあり方については、各地域の意見なども踏まえながら、学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの観点から、その方向性の検討に着手する。」と記載した。	教育総務課
				措置済	令和6年度	今後の私立学校の補助金については、有効性や効率性に加え、生徒数の推移など今後の社会情勢を踏まえた補助メニューの見直し等を行う方針とした。	私学振興・青少年課
14	55頁	指摘	【私学助成の根拠】 重点事項の根拠となる重要な資料である要望については、その根拠資料の有効性に疑念が持たれる場合は、提出代表団体に、その署名を集めた経緯を確認するなど適法な署名が行われているかどうかを確認すべきである。	措置済	令和6年度	指摘を受け、提出団体に適切な署名が行われているか確認するよう依頼した。 また、令和6年度以降は当課においても重ねて確認を行い、署名の適正性の確保に努める。	私学振興・青少年課

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
15	55頁	意見	【適切な請願の扱い】 請願の署名についての有効性を、議会事務局側で確認する法的な義務は存在しないことではあるが、監査人が2名の補助者とともに、3名で3時間程度の確認で上記のような事例を発見したことから、受け取った時点での一定の確認を行えば、署名の問題性に気づくことは可能であった可能性があったと言える。 現状の請願に関する規定は、提出者に関しては記名のみで請願としての有効性を認めており、署名簿の記載要件等に関する規定が存在しない。 今回のような事例を考慮すると、現在の規定の見直しを含めた、適切な請願の扱いを検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	他県の状況を調査し、全国都道府県議会議長会とも協議し、適切な請願の扱いを検討した。署名簿の取扱いや確認方法を整理し、マニュアルを見直した（令和6年8月27日付け）。その後、当該マニュアルに基づき、9月に提出された請願の署名簿約35万1千筆を議会事務局職員で確認するなど署名の有効性の確保に努めた。	議会事務局
16	57頁	指摘	【提出期限】 各学校法人においては、提出期限を遵守し、所管課においては、提出期限が守られるよう、各学校法人に提出期限の遵守を求めるべきである。	措置済	令和6年度	各学校法人に対し、提出期限の遵守について再度周知徹底を行った。	各学校法人、私学振興・青少年課
17	57頁	指摘	【会計資料の検討不足】 担当課は、資料が十分に提出されているかどうかを確認し、提出された資料を十分に確認した上で、不足分があれば提出を促し、第三者の監査報告書に限定的適正意見などが認められる場合の対応方法を定め、必要と判断する場合は具体的な調査を行うべきである。	措置済	令和6年度	提出された資料を十分に確認し、不足分があれば提出を促した。 監査報告書の提出時及び会計指導検査時に意見の内容を確認することとした。 なお、監査報告書に限定的適正意見などが付されている場合で、具体的な調査が必要と判断した場合は調査を行うこととした。	私学振興・青少年課
18	58頁	意見	【指導の繰り返し】 指導が繰り返されるばかりで改善がなされなければ指導の意味が失われかねない。補助金交付要綱には各学校法人の法令等に対する違反によって補助金の減額等は可能であることが定められていることから、最終的には、補助金減額等の権限行使も視野に入れつつ、同様の指導が繰り返されないよう、同じ違反を繰り返す場合には、学校法人に改善策を提案するなどしながら、それでも改善されない場合は、補助金の減額などの権限を行使するのが望ましい。	措置済	令和6年度	同様の指導が繰り返される法人に対しては、指導の内容等を踏まえ、必要に応じ改善策の提案を実施するとともに、改善がされない場合は、補助金の減額等を視野に入れた対応を行うこととした。	私学振興・青少年課
19	59頁	指摘	【口頭指導と文書指導】 文書指導は、違反が繰り返された場合などにおいて、指導の違反状況を記録する意味でも重要であり、指導を受ける学校法人においても、改善に向けての強い動機付けに結びつくものである。軽微な違反について、口頭での指導にとどめることもあり得るところであるが、同様の事例が、学校法人によって文書指導になるのか、口頭指導になるのかについて差があることは、平等な取扱いとは言い難く、可能な限り同種事案における同様の処分が行われるべきである。	措置済	令和6年度	過去の取扱いについて整理し、担当者間で共有することにより、可能な限り同種事案について同様の処分が行われるよう対応した。	私学振興・青少年課
20	60頁	意見	【指導方法の基準】 過去の指導の結果については、担当課内で事例を集積しているが、文書指導によるか口頭指導によるかの一定の判断基準を用意するのが望ましい。	措置済	令和6年度	判断基準を策定のうえ、取扱いを統一した。	私学振興・青少年課
21	60頁	意見	【結果の共有】 複数の学校法人で同様の指摘事項が確認された場合は、監査を受けなかった他の学校法人に対しても注意喚起を行うなどして、学校法人の適正運営を図る取り組みに繋げるのが望ましい。	措置済	令和6年度	指摘・指導事項の内容や状況に応じて、必要であれば他の学校法人への注意喚起を行うこととした。	私学振興・青少年課

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
23	62頁	指摘	【市町村との共同】 学校法人Kの法令違反の嫌疑及び同法人の監査・回答拒否の姿勢は、法人が運営する園の今後の存続にも関わる重大なものとも考えられる。今後、これまでの他の不適切事案のような事態とならぬよう、早期対処・予防保全対策が肝要であり、具体的に調査を実施し、存続に影響のある判断を行う場合などは当然のこと、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、管轄する市とも相互に緊密な連携を図りながら協力すべきである。	措置済	令和6年度	4月及び6月に管轄する市と同時に立入調査を実施した。認定こども園の適正運営が図られるよう管轄する市と連携を図る。	私学振興・青少年課

第2章 各部局における補助金の検討結果 【指摘116、意見115】

第2章の1 環境生活部 【指摘20、意見25】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
24	69頁	指摘	【要綱（交付目的）】 要綱の定める目的は、私立学校等の教育条件の維持向上や経営上の健全性を高めることが記載されておらず、要綱のみを見ると目的の範囲外に補助金を活用していることにもなりかねないことから、要綱を見直し、経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改めるべきである。	措置済	令和6年度	経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改正済。	私学振興・青少年課 （私立高等学校等教育振興費）
25	70頁	指摘	【特別補助事業の配分】 教育改革特別補助事業については、予算策定の段階において、総額を確認することや各補助金の配分基準を明確にするなど、補助事業者にとって一定の予測可能性を持った配分方法を検討すべきである。	措置済	令和6年度	予算編成過程公開資料により補助事業者が補助金額をある程度予測できるようにした。 また、交付決定通知時にどの事業が採択されたかを補助事業者に通知することとした。※令和5年度の採択状況については通知済み	私学振興・青少年課 （私立高等学校等教育振興費）
26	72頁	指摘	【特別補助事業の評価】 当該特別補助事業は、私立学校の経営の健全性を高め、私立学校の健全な発達に資することを目的としているが、自身の活動のうち何が補助対象として認められ、何が補助対象として認められないかが判断できなければ、安定した経営は困難であり、毎年の担当課の認定次第で経営が左右されかねない。 実施状況報告書のうち、何が補助対象事業として認められたかどうかは、申請した学校に通知するか、実績を公表するなどして、各学校の予測可能性を確保すべきである。	措置済	令和6年度	申請した学校へ認定事業・不認定事業の通知を行った。	私学振興・青少年課 （私立高等学校等教育振興費）
28	74頁	指摘	【補助上限額の設定】 補助対象経費の2分の1を基準に補助するにあたり、学校団体からの適正配分の要望がなされているように、人件費の占める割合は非常に大きく、その補助対象経費の認定にあたっては、一定の制限を設けなければ、必要な金額以上の支出をもたらしかねない。また、現在の上限額も、あらゆる人件費を学校業務における最上位の役職を基準としていては、役職に応じた妥当な人件費を大幅に超えた人件費にまで補助を出すことになりかねない。 人件費は、それぞれの役職等に応じて平均的給与水準などもあることから、補助上限額の設定を見直すだけではなく、当該基準が、毎年の担当課の判断で変更されないように、要綱等に具体的に定めるべきである。	措置済	令和6年度	人件費の補助上限額の設定については、公立学校における教員の給与水準を踏まえた見直しを行い、補助の対象経費を定める補助基準に記載することとした。	私学振興・青少年課 （私立高等学校等教育振興費）
29	75頁	指摘	【要綱と異なる交付決定】 要綱の定めは、生徒毎の補助規程であり資格の数に従って補助を行うとは読み取れない。文理上素直に読めば、過大な補助となっているとも考えられる。資格毎の補助であれば、正確に読み取りができるよう要綱の規定を修正すべきである。 また、当該規定は資格取得の推奨を促す目的があると考えられるが、資格を取得した分だけ補助が得られるとすると、1人の生徒が複数の取得を取ることで大幅な補助額の増加をもたらすことになるが、上限なく支出することには、資格取得の推奨という観点から必要以上の支出になると考えられる。 経済性の観点からは、上限を設けることが望ましく、現在の規定どおり、生徒1人当たりを補助の限度額とすべきである。	措置済	令和6年度	上限を設けるのではなく、実際の配分との整合がとれるよう、配分要領を改正した。	私学振興・青少年課 （私立高等学校等教育振興費）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
30	75頁	意見	【配分規定の見直しについて】 現在の予算設定と配分方式を行った場合、今後少子化により生徒の全体数が減少した場合は、予算総額が減少する一方、各学校の補助対象経費に上限を設けなかった場合は、経費を多く支出する学園は、生徒数に比して多額の経費を支出することとなり、学校間の不均衡を招きかねず、財政基盤の強さのみで学校の維持が決まることになりかねない。 これまでは、交付実績を踏まえた補助金の支出となるべく予算策定の配分方法を決めてきた経緯があるが、仮に安定した経営を実現するのであれば、予算配分の方法には、予測可能性をもった規定の整備や運用が必要不可欠である。 また、補助行政の中で各学校の人件費の支出などに大きな偏りが生じることは、妥当ではなく、各費目の上限を設定するなどして、合理的な補助となるように制度を見直すのが望ましい。	措置済	令和6年度	各学校法人へ当該年度の予算額及び前年度予算の配分実績等を通知し、学校法人における一定の予測可能性を確保した。 また、人件費の補助上限額の設定については、公立学校における教員の給与水準を踏まえた見直しを行う。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
31	76頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年2月の予算編成過程の公開（知事査定後）から、私学振興補助金を始めとする私学助成金の事業評価調書の公開を行っている。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
32	78頁	意見	【交付決定（補助率・上限額）】 補助金額を適正にするために、請負契約や物品購入について、相見積もりを取るべき基準、入札とすべき基準について、県で統一的な会計規則を設けることが望ましい。	措置済	令和6年度	契約方法の基準例を策定し、年度末に通知することとした。	私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費)
33	78頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年2月の予算編成過程の公開（知事査定後）から、私学振興補助金を始めとする私学助成金の事業評価調書の公開を行っている。	私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費)
34	79頁	指摘	【有効性】 耐震化は、南海トラフ地震等の自然災害が予測される中、生徒の生命を守る上で重要な取り組みである。後述の耐震対策の一環としても、一日でも早く耐震化が実現できるよう、補助制度の利用を積極的に促すべきである。	措置済	令和6年度	補助制度の活用について、学校法人に対し周知した。今後も、私立学校施設の耐震化と国及び県の補助制度についてあらゆる機会を捉えて周知し、対応を促す。	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)
35	81頁	指摘	【事業の遂行（指導監督）】 監査人が確認するだけでも、耐震改修を行う努力義務の対象となっている特定既存耐震不適格建築物や、県が指示対象とする特定既存耐震不適格建物が存在しており、各学校の耐震対策が、急がれるべき状況にある。私学振興・青少年課は、これまで繰り返し指導を行ってきたにも関わらず、耐震診断も行われていない状況は看過しがたく、建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する行政指導を所管する建築指導課とも連携し、指示の対象となる特定既存耐震不適格建物については必要な指示を行い、本補助金の活用も積極的にいながら、耐震対策を推進すべきである。	措置済	令和6年度	補助制度の活用について、学校法人に対し周知した。必要に応じ、建築指導課と連携して耐震対策を推進していく。	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)
36	82頁	指摘	【公表】 事務処理を誤ることなく予算編成過程の公表を行うべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度は予算編成過程の公表を行った。 また、今後、予算要求をした年度については予算編成過程の公表を必ず行う。 なお、令和6年度は予算要求をしていないため公表はしていない。	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
37	84頁	意見	【補助金の名称】 予算要求の細々事業名と要綱については、どの補助金に対する要綱かを一読して判別できる程度に、名称を統一するのが望ましい。	措置済	令和6年度	本補助金は令和4年度で終了しているが、今後新たに補助金を作る際は、予算の名称を統一する。	私学振興・青少年課 (私立学校等給食費緊急支援補助金)
38	84頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 添付書類の内容に誤りがないか確認すべきである。	措置済	令和6年度	本補助金は令和4年度で終了しているが、今後交付申請の添付書類の内容に誤りがないか確認を行う。	私学振興・青少年課 (私立学校等給食費緊急支援補助金)
39	85頁	意見	【経済性】 予算の検討が不十分であり、より正確な予算策定を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	補助金の制度創設時（令和4年度）には申請額を精緻に見込むことが困難であったが、次年度からは、実績に応じた予算額としている。	私学振興・青少年課 (私立学校等スクールバス利用料支援補助金)
40	87頁	意見	【有効性】 物価高騰により保護者の経済環境が厳しくなる中、家計が急変した世帯への支援の必要があるとして予算措置を講じたことは評価すべきことであるが、実際に執行されなかったことに鑑み、今後の同種事例においては予算措置を講じること自体の必要性についても一層吟味することが望ましい。	措置済	令和6年度	予算措置の必要性を検討するとともに、不用額が判明した時点で予算を補正する。	私学振興・青少年課 (授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫）)
41	88頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 約2億円規模の補助金であり、算定の基礎となる数字については、申請者の報告だけに基づくのではなく、定期的にサンプリング調査を行うなど、実数把握のための確認作業を実施すべきである。	措置済	令和6年度	法人に対し現地検査を実施し、教員数や標準給与額等について、実数に関する確認を実施済。	私学振興・青少年課 (岐阜県私学教職員退職金社団補助金)
42	89頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、安全対策支援事業費補助金交付申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	補助金交付申請書を入手した日に収受印を押印することとした。	私学振興・青少年課 (子どもの安全対策支援事業費補助金)
43	90頁	意見	【交付申請（添付書類）】 交付申請書には、客観的な根拠資料を添付させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	申請金額の根拠となる書類を添付させることとした。	私学振興・青少年課 (子どもの安全対策支援事業費補助金)
44	92頁	意見	【交付申請（事業目的・内容）】 補助金の予算執行における公平性（公正性）の観点から、補助対象経費に該当するか否かについて、申請時の基準や取扱いをできる限り明確化し、その内容を具体的に周知しておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象経費に関するQ&A等について周知を図った。	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)
45	92頁	指摘	【交付決定（算定方法・金額）】 県の実態上、幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業については、「20%未満の減額を軽微な変更とする」という基準が存在するが、遊具を含むその他の補助メニューについてはそのような基準は存在しない。要綱の趣旨に合致することから軽微な変更に当たるものとして変更交付申請を不要としているが、本来明確な基準が存在しない以上、変更交付申請によるべきである。	措置済	令和6年度	要綱を改正し、軽微な変更の基準を明確化した。	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
46	93頁	意見	【交付決定（補助対象経費）】 新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品であるのか、当該物品の性質上、一見して用途の関連性（補助金交付の目的との適合性）が明らかでないものについては、現地調査や具体的な関連性を確認する方法等を検討し、認定の基準を設けることが望ましい。	措置済	令和6年度	本補助金は廃止されたので、意見を踏まえ、他の補助金事務を行っていく。	私学振興・青少年課 （幼児教育緊急環境整備事業費補助金）
47	93頁	意見	【事業実績報告（調査確認）】 ICT化関連機器については、当該機器自体の写真のみでなく、QRコードの利用や初期設定完了画面を示すなど機器の初期設定が完了していることを具体的に確認することが可能な報告を求めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	初期設定が完了していることを実績報告時に確認することとした。	私学振興・青少年課 （幼児教育緊急環境整備事業費補助金）
48	94頁	指摘	【交付決定（審査）】 当該補助金は令和元年度から継続されているものであり、令和4年度において高山市等4市町のみが交付申請を行わないという事態は想定し難い。 したがって、所要額調査の時点で、直ちに0円回答を行った高山市等4市町に対して、事実誤認の有無等を確認した上で、適切に補正予算の要求を行い、もって予算不足による他目的補助金の予算流用という処理を回避すべきである。	措置済	令和6年度	所要額調査の結果が0円の市町村は、過年度の実績と比較し、事実誤認の有無を確認する。	私学振興・青少年課 （地域子ども・子育て支援事業費補助金（未移行幼稚園分））
49	96頁	意見	【補助金の配分理由】 補助金額の上限設定の根拠及び合理性が不明であり、「最少の経費で最大の効果」が挙げられているのかの判断は困難である。補助金の必要性和その根拠を見直し、必要性が判断できない場合は、減額等も含めた予算措置を再検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	時宜を捉えた内容で研修事業等が実施されており、私学団体から継続の要望もあることから、今後は、参加者アンケートの実施など効果測定を図ったうえで、補助を継続する。	私学振興・青少年課 （私学団体等補助金）
50	97頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するの望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象とする事業について整理を行い、要綱等により規定した。	私学振興・青少年課 （青少年育成県民会議運営費県単独補助金）
51	97頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、実績報告書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	実績報告書等の文書については、收受した日を明確にするため押印漏れが無いように対応する。	私学振興・青少年課 （青少年育成県民会議運営費県単独補助金）
52	98頁	意見	【検証（事業評価調書）】 3年間全く同じ事業評価は果たして評価を行っているのか疑問が持たれるところである。コロナ禍でも実績が増加していることから、目標値の変動は社会情勢だけが理由ではなく、他の要因も十分に考えられる。コロナ禍など社会情勢を踏まえての評価であるのであれば、その情勢の変化を踏まえ、成果が表れない原因などを分析し、事業の有効性を正しく評価するのが望ましい。	措置済	令和6年度	予算策定時の事業評価にあたっては、情勢の変化を踏まえ、成果が表れない原因などを分析し、事業の有効性を正しく評価できるようにする。	私学振興・青少年課 （青少年育成県民会議運営費県単独補助金）
53	99頁	意見	【有効性】 一団体に対して、長期にわたり固定額の補助金を支出し続けている以上、広く県民に岐阜県青年のつどい協議会が行う活動やその活動の県民の福祉増進に対する有効性等につき、より積極的にホームページ等を用いた広報・周知に努めることが望ましく、また、仮に、時代の変化・変遷とともに、当該補助事業の有効性につき、広く県民の理解を得る程度に明示することが難しい状況に至っているのであれば、前例踏襲として漫然と補助金の交付を継続することなく、廃止の議論も含めて協議・検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該団体が行う活動やその有効性等について、広く県民の理解を得られるように、ホームページで周知を行うと共に、当該団体のホームページにおいて、県の補助事業である旨を掲載するよう指導した。	私学振興・青少年課 （岐阜県青少年育成事業補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
54	100頁	指摘	【要綱（暴排条項）】 要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。	措置済	令和6年度	暴力団排除条項を設けるよう、要綱を改正し、令和6年度から適用した。	私学振興・青少年課 （岐阜県青少年育成事業補助金）
55	100頁	指摘	【検証（目的達成・既得権）】 毎年度同一内容の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。 したがって、特に当該補助金のように、一団体に對して、長期間にわたり固定額が支給されているものについては、既得権とならないよう、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。	措置済	令和6年度	年度ごとに評価に関わる実績を当該団体から聞き取りを行うなどして実態を詳細に把握し、実態に応じた緻密な検証・評価を実施する。	私学振興・青少年課 （岐阜県青少年育成事業補助金）
56	100頁	意見	【検証過程の記録】 当該補助金のように、長期的な補助金については、5年終期到来時において、有効性等の観点から過去の事業を詳細に検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	5年終期到来時において、検討に係る議事録などの記録化を行う。	私学振興・青少年課 （岐阜県青少年育成事業補助金）
57	101頁	意見	【検証（自立可能性）】 補助開始から10年が経過する中で、補助金が交付され続けており、県は、自主的運営が可能となっていないと評価している状況である。活動そのものの意義は存在するものの、自主的運営を目指すのであれば自主的運営が可能となるよう補助団体を指導すべきである。仮に、自主的運営そのものが困難であれば、補助金の交付をやめるか、交付の目標を見直すことが必要である。	措置済	令和6年度	収入の改善について、同団体の体制や事業の実施状況を確認したところ、ボランティア団体を構成員とし、現在も安定的な収入の確保が困難であることから、自主運営を求めるのではなく、財政支援を継続することで、団体等の活動の活性化を図り、地域における子育て力及び教育力の向上を図ることとする。また、予算要求資料の記載内容を見直す。	私学振興・青少年課 （地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金）
62	104頁	意見	【交付（通常払）】 実績報告書の提出が4月20日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度実績報告書の提出前に執行状況報告書の提出を受け、事業の履行確認を行った。	文化創造課 （清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験 国補））
63	106頁	指摘	【管理費の発生】 本補助金の対象事業は、財団の自主事業として位置付けられている。自主事業は、指定管理業務とは異なり、本来指定管理者が、自身の責任と負担において行う事業である。また、自主事業は、単なる施設の一利用行為に過ぎないことから、指定管理業者が行う必要性はなく、他の事業者が目的外使用許可を受けて行うことができる事業でもある。更に、自主事業の収入は、指定管理者自身の収益となり、管理を委託した県の収益となるものではないことから、自主事業のために管理費を上乗せすることは行われないが、このような自主事業に対し、県が指定管理者に対し補助金を交付すれば、指定管理料の上乗せとも評価され得るものである。 また、本要綱には、補助金対象経費及び算定基準について具体的な定めがなく、上限も設定されていない。そのため、必要な範囲を超えて、財団が委託している事業者に対し、補助金が交付されるリスクのある制度設計になっている。 特に上記Ⅰの子育て支援スペースにおいては、補助事業者より委託を受けるA社は、年間の施設利用者数の増減とは関係なく、毎年10%の管理料を利益として受け取れる仕組みとなっており、経済的合理性があるとは考えがたく、このような業者に委託を続けるだけでは、子育て支援スペースの収益の増加が見込まれるはずもなく、一方的に委託先業者の必要経費を補助するだけの結果にもなりかねない。 そこで、補助金を交付するか否か、補助金の交付額については、財団から委託を受けている事業者の収支等を把握して、毎年の補助の必要性を慎重に検討し判断すべきである。	措置済	令和6年度	子育て支援施設の運営事業者から財団及び県に令和5年度収支状況の報告を受け、収益性を確認し、補助の必要性を検討した。	文化創造課 （ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
64	107頁	指摘	【収支の把握】 上記Ⅱのカフェ事業については、過去の経緯から収益が見込めないことから、指定管理料分を補助して維持を図っているが、カフェ事業そのものはその業者の経営努力により、高い収益を獲得できる可能性があることから、一定の収益性が確保できた際には、補助の必要性は認め難いとする。そのため、今後、補助金の公益性の判断をするために、上記Ⅱのカフェ事業については、その収支を毎年把握すべきである。	措置済	令和6年度	カフェ事業の運営事業者から財団及び県に令和5年度収支状況の報告を受け、収益性を確認し、補助の必要性を検討した。	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ 環境整備事業補助金)
67	108頁	意見	【事業実績報告（完了日）】 多額の対象経費が発生している部活動については、実績報告の期間を3月とせず、ある程度の費用が発生した段階で実績報告させることにより、県と学校双方の事務負担を軽減することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象経費が補助額を大幅に上回っている場合には、学校の状況に応じて、年度末を待たずに実績報告可能である旨を事業計画提出時に周知した。	文化伝承課 (県立高等学校文化部 活動振興費補助金)
68	109頁	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 補助対象経費の性質や発生額を考慮すると、書類の粒度等手続きを簡略化し事務負担を軽減することを検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	提出様式等について改正し、令和6年度事業分より事務負担の軽減を図った。	文化伝承課 (全国高等学校総合文 化祭派遣費)

第2章の2 健康福祉部 【指摘65、意見43】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
69	112頁	指摘	【県単独補助金事業評価調書との整合性】 実際の補助金の内容との整合性を図るべきである。	措置済	令和6年度	予算協議過程で内容に変更があった場合も、漏れなく修正する。	子育て支援課 (子育て世帯負担軽減 事業費補助金)
71	114頁	指摘	【要綱（規則との整合性）】 補助金交付決定通知書における交付条件は、規則・要綱と整合する内容で正確に記載すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年3月4日付けで作成した令和5年度の交付決定通知書には、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号から第4号に掲げる事項を交付の条件として付しており、改善済みである。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)
72	115頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 対象経費の支出予定額は審査において重要な表示のため、正しく表示された申請書を提出させるべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)
73	115頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 正しい年度が記載された申請書を提出させるべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)
74	115頁	指摘	【事業の遂行（変更交付申請）】 市町村に対し、各申請書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	市町村に対し、各申請書の提出期限を遵守するよう指導する。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)
75	116頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 事業実績報告における必要書類の添付漏れや、訂正箇所多数を理由とする後日の書類送付及び全差替え処理は、実質的に提出期限徒過と同視できる。 したがって、市町村に対しては、各報告書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	市町村に対し、各報告書の提出期限を遵守するよう指導する。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)
76	116頁	意見	【事業実績報告（提出期限）】 市町村が提出期限を徒過（事後的な全面的差替えを含む。）する理由を聴取・分析した上で、国と県との書式の統一を図る等、短期間で漏れなく報告書の作成業務を完遂できるよう、手続の簡略化・合理化を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	国と県の実績報告書の書式の統一を行うとともに、円滑に報告書を作成するためのチェックシートを作成し、市町村へ提供した。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)
79	117頁	指摘	【その他（書類の保存）】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年3月4日付けで作成した令和5年度の交付決定通知書には、保存期限について5年間と表記しており、改善済みである。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)
80	118頁	指摘	【その他（書類の保存）】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年3月4日付けで作成した令和5年度の交付決定通知書には、保存期限について5年間と表記しており、改善済みである。	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金（新 型コロナ分）)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
81	119頁	指摘	【要綱（国の要綱との整合性）】 補助率については、補助金の額の算定・交付において重要な要素であるため、従前の運用・慣行等に依拠することなく、要綱に則して処理できるよう、要綱に実際の補助率を規定すべきである。	措置済	令和６年度	改善報告済み。	子育て支援課 （地域子ども・子育て支援事業費補助金（重層支援事業分））
82	120頁	指摘	【実績報告書（内容の正確性）】 決算見込抄本は支出額の決算見込みであり実績報告額算出表の金額の根拠となる書類であるから、確認すべきである。	措置済	令和６年度	実績報告書と決算見込抄本を突合し確認を行った。	子育て支援課 （出産・子育て応援事業費補助金）
83	120頁	指摘	【実績報告書（内容の正確性）】 決算見込抄本について、正確な内容のものを作成するよう指導すべきである。	措置済	令和６年度	改善報告済み。	子育て支援課 （出産・子育て応援事業費補助金）
84	122頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 上記事実関係①に対しては、別表第６号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」を添付させるべきである。	措置済	令和６年度	実績報告書について、必要な書類が添付されるよう、保育所等に指導を行う。 なお、令和５年度において、当該補助金は廃止し、交付金へ変更している。	子育て支援課 （私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金）
85	122頁	意見	【事業実績報告（添付書類）】 上記事実関係②に対しては、別表第６号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」として外国語資料が出された場合の対応方針を定めることが望ましい。	措置済	令和６年度	外国語資料が提出された場合の対応については、その都度、第三者が見ても確認できるように適切に対応する。 なお、令和５年度において、当該補助金は廃止し、交付金へ変更している。	子育て支援課 （私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金）
86	123頁	指摘	【要綱（事業内容）】 実施計画書及び実施報告書の記載欄には、委託契約の有無及び契約方式のみが記載されているだけであり、要綱に規定されている内容までは確認できない。よって、補助事業者には、要綱に規定されている内容が確認できる委託契約書などの資料を添付させるべきである。	措置済	令和６年度	補助事業者である市町村に対し委託契約書の添付を依頼しており、該当市町村分について確認済み。	子育て支援課 （地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金）
87	124頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 事業評価調書には指標を記載すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年度当初予算の事業評価調書に記載済み。	子育て支援課 （地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金）
91	128頁	指摘	【補助金の名称】 本補助金の名称が「保育環境改善等事業費補助金」であるところ、この補助金の名称と同じ名称の要綱が（岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱）が存在するが、当該要綱は、本補助金の根拠要綱ではない。 補助金の名称が非常に紛らわしく、処理の過誤を招きかねない。補助金の名称を決定する際は、他の補助金と混同する可能性がないか、検証すべきである。	措置済	令和６年度	今後名称を付ける際は、配慮する。 なお、「岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱」を根拠要綱とする補助金は、令和５年度で終了した。	子育て支援課 （保育環境改善等事業費補助金）
92	129頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 これについて担当課からは、「申請書については、メールでの提出も認めており、申請日と受理日が同じ場合は、収受印は押印しておりません。他の補助金も同様であり、本補助金のみ指摘とされるべきことではないため、削除願います。」との反論がなされているが、メールでの提出であっても、紙に出力した場合は、書面での提出と同様の取扱いが求められている。	措置済	令和６年度	岐阜県公文書規程に基づき、交付申請書を受理した際は、漏れなく収受印を押印するよう改めた。	子育て支援課 （保育環境改善等事業費補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
93	130頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課によれば、補助金の支払をもって事業完了としているが、県の取扱い、間接補助事業等が完了したときが完了としている。基本的には、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	県の取扱いに従って、適切に執行する。	子育て支援課 （保育環境改善等事業費補助金）
94	131頁	指摘	【要綱（補助割合）】 歳出事項別明細調書には、適切な補助割合を記載すべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算資料作成時に、歳出事項明細調書の記載事項を、正しい補助割合に修正した。	子育て支援課 （医療的ケア児支援事業費補助金）
95	132頁	指摘	【交付決定（審査）】 県及び国の要綱上、対象経費（かかり増し経費）の具体的内容については、職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金とされ、少なくとも感染症対策に関するものであることは必要と考えられている以上、他県の運用を参考にすることなどして、最低限の客観的資料の提出は要求すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度で本補助金は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、客観的資料の徴収に努める。	子育て支援課 （保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金）
96	132頁	指摘	【事業実績報告（完了日）】 実績報告の期限について、そのような取扱いを認める根拠規定が存在しない以上、要綱の定め違反しない運用とするか実態に即した規範を整えるべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度で本補助金は終了したが、今後は実態に即して要綱を定める。	子育て支援課 （保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金）
97	133頁	意見	【有効性】 本補助金は、実際に補助金を活用し、不妊治療が行われることで初めて少子化対策の効果が発揮されるものであり、補助する自治体が増えることが目的とは評価し難い。補助が存在しながらも活用されないことの原因やそもそもの補助が必要な件数などを検討することが、少子化対策につながることから、何故活用されなかったかの検証が望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度で本補助金は終了している。今後、活用されていない補助金があった場合、補助対象にヒヤリングするなど実態を把握し検証を行う。	子育て支援課 （一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金）
98	134頁	意見	【要綱（対象経費）】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないように、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度で本補助金は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、岐阜県が定める要件と合致していることがわかる拳証書類を求め、不整合がある場合は整合性を図るよう指導を行う。	子育て支援課 （一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金）
99	134頁	意見	【要綱（暴排条項）】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないように、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度で本補助金は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、岐阜県が定める要件と合致していることがわかる拳証書類を求め、不整合がある場合は整合性を図るよう指導を行う。	子育て支援課 （一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金）
100	135頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 建物平面図及び立面図、建物内外主要部分の写真を添付するべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 （放課後児童クラブ施設整備費補助金）
101	136頁	指摘	【要綱（事業内容）】 要綱を訂正するべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 （児童館等整備費補助金（単建））

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
102	136頁	指摘	【書類の保存】 交付決定通知書における保存期限を5年間と表記訂正すべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (児童館等整備費補助金(単建))
103	137頁	意見	【検証(低補助率)】 ガソリン代の上昇分の計算であるので個別の実績を報告させる必要性はなく、県の価格調査結果の金額を使うなど、より使いやすいものとするため、申請要件に工夫を行うのが望ましい。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金)
104	139頁	指摘	【検証(事業評価調書)】 事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、正確に記載するべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算資料作成時に、事業評価調書の記載事項を正確な文言に修正した。	子育て支援課 (産休等代替職員設置事業費補助金)
107	142頁	意見	【検証(事業評価調書)】 既に達成した指標をかかげ続けるのは妥当ではなく、見直すのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算編成において指標を見直し、補助対象とする研修事業の成果として、「保育心理士の資格取得者数」を新たな指標に設定した。	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)
108	143頁	指摘	【実績報告書(内容の正確性)】 補助金交付先(委託先事業者を含む。)に対しては、実績報告書の日付を「令和5年」と正確に記載させるとともに、訂正版の提出に際し、過去日付ではなく、現に受領した日の受領印としてこれを正確に処理させ、もって訂正の経緯等が事後的に確認・検証できるようにすべきである。	措置済	令和6年度	訂正経緯がわかるよう適切に処理する。	子育て支援課 (小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金)
111	146頁	意見	【有効性】 補助金申請がない理由を交付予定事業者等から聴取・分析した上で、補助金が有効に使用されるよう周知の徹底又は制度設計の見直し(廃止を含む。)等を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	当該事業は令和5年度末で廃止済み。	子育て支援課 (子育て体験活動活性化促進補助金)
112	147頁	指摘	【経済性】 事実上国の判断に依拠するところとなっている実情があるにしても、実際の参加にあたる以上は、最低限の資料としての価格の検証資料を取得すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度補助事業から、資料を徴取した。	子育て支援課 (保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費)
113	148頁	指摘	【事業実績報告(調査確認)】 システムが構築出来ていることと同時に、補助金が適切に使用されているかを確認すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度補助事業から、資料を徴取した。	子育て支援課 (保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費)
119	153頁	意見	【交付決定(現地調査)】 工事の完成を確認する記録は重要であり、検査調書は、全ての工事において作成するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度に実施した全ての工事において検査調書を作成済みである。	子ども家庭課 (児童養護施設等施設整備費補助金)
120	156頁	意見	【有効性】 補助の対象者となる者に、本補助金の存在自体が知られていない可能性もあることから、対象となり得る家庭等に事業の存在を周知し、必要とする家庭により利用を促す事が望ましい。	措置済	令和6年度	給付金事業については、県ホームページに掲載して周知している。 また、市町村に対し、令和6年6月25日に実施した子どもの貧困対策市町村担当者会議で事業の周知を図った。	子ども家庭課 (母子家庭等援護事業費)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
121	157頁	意見	【事業評価調査】 当該補助金のように、内容の異なる複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を行うのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算の事業評価調査を作成する際に、内容が異なる事業ごとの実績に応じた事業の検証・評価を行った。	子ども家庭課 (母子家庭等援護事業費)
122	158頁	意見	【事業実績報告(添付書類)】 当該補助金については、補助対象が令和4年4～9月発生分と申請時点で実績が出ているため、実績報告書に添付の処遇改善内訳も含めて全ての書類を申請時に作成させるなど県と事業者双方の事務負担を軽減するのが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金は、令和4年度で終了していることから、今後、同様の補助金が発生する場合には、ご意見を踏まえ、県と事業者双方の事務負担が軽減できるような方策を検討する。	子ども家庭課 (児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金)
123	160頁	意見	【交付申請(添付資料)】 補助金の支出の条件である資料については、補助金の資料として写しを綴るのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助金の資料として写しを綴るよう改めた。	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費)
124	161頁	意見	【検証(事業評価調査)】 他の事情をもって事業の有効性があると評価することは否定しないが、事業の有効性の評価の際には、目標とする指標の変動を踏まえた評価を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金については、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の対象となったことから、令和5年度末で廃止した。	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費)
126	163頁	意見	【交付決定(経済性・効率性)】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年4月に実施した各施設との事前協議において十分な制度趣旨等の教示を行い、公平・公正性をもって契約事務を行うよう、周知徹底を図った。	子ども家庭課 (児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金)
127	164頁	指摘	【添付資料】 交付申請の添付資料については、正確なものを保存すべきである。	措置済	令和6年度	交付申請の添付書類について、正確なものを保存済みである。	子ども家庭課 (育児指導機能強化事業費補助金)
128	167頁	意見	【検証(事業評価調査)】 当初から変わらない目標数値を掲げるだけでは、補助金の目的の達成の評価ができるとは考え難い。より一層の充実が必要であるなら、支える民間団体を増やす目標値を設定するか、団体の数以外の指標として、当該活動により何件の相談に対応したか等の内容の実数进行评估するなどして、目標達成を確認できる数値目標とするのが望ましい。	措置済	令和6年度	関係団体が参加する会議において意見聴取し、補助対象の拡充等を検討するとともに、令和7年度当初予算における指標として、連携する民間団体の数を増やす目標値を設定した。	子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金)
129	167頁	指摘	【公表】 正確な表記に改めるべきである。特に予算要求資料の中で、補助率は重要な事項であることからしても不正確な数字とならぬよう丁寧な作成が行われるべきである。	措置済	令和6年度	指摘を踏まえ、標記内容を複数人で確認するなど、予算要求資料の丁寧な作成に努めた。	子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金)
131	169頁	指摘	【検証(目的達成・取得権)】 連合会の運営機能に現状課題があることから、今後も継続的に運営費を補助していく上では、現在の母子寡婦からのニーズや会員・利用者の年齢構成等を把握し、「県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与する」という目的の達成が可能か、団体の補助適格性について検証すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度の交付申請において、団体の補助適格性についての検証を行ったうえで、交付を行った。	子ども家庭課 (県母子寡婦福祉連合会補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
132	170頁	指摘	【交付申請（時期）】 現在の要領に従い、退所児童支援計画の添付が必要であるならば、交付申請書については、年度の初めにおいて計画を提出するようにし、計画的な退所者支援を行うべきである。また、担当課が説明するように、流動的な支援に対する支出を対象とするのであれば、実際の運用に沿った要領に見直すべきである。	措置済	令和6年度	計画的な退所者支援を行うよう、令和6年度から交付申請書の提出期限を早めることとし、適切な制度運用に繋げた。（例年3月のところ、1月に早めて実施）	子ども家庭課 （児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金）
133	171頁	意見	【額の確定（実績調査）】 システムの関係上、実際の起案日とは異なる文書が作成されたのであれば、その旨を別に記録するなどして、支出負担行為額の変更について、適切な日付で決裁文書进行处理するのが望ましい。 この点、担当課からは、当該処理自体は、県のシステムの関係に則り適切な対応の結果であって、監査人からの指摘を受けたとしても担当課では対応できないとのことであり、県としても、事務処理の方式が整っていないことから、担当課には意見にとどめるものとする。	措置済	令和6年度	当課としては、全庁的なシステム運用に沿って事務処理を行っており、今後も適正な会計処理を行う。	子ども家庭課 （児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金）
135	172頁	意見	【額の確定（実績調査）】 会計年度区分について疑いが生じる状況やシステム上の異なる日付の文書が作成される事態を招かぬよう、期日にゆとりが持てるよう申請案内等の全体的な事務手続を見直すことが望ましい。	措置済	令和6年度	会計規則に則った処理であり、適切に対応したものと考えているが、今後、疑念を持たれることの無いよう、早期の事務処理に努める。	子ども家庭課 （児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金）
136	173頁	指摘	【交付申請（時期）】 交付申請書の提出期限を早めるか、交付要綱における実績報告書の提出期限を修正するべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度から交付申請書の提出期限を早めることとし、適切な制度運用に繋げた。（例年3月のところ、1月に早めて実施）	子ども家庭課 （児童養護施設等職員人材確保事業費補助金）
137	174頁	意見	【有効性】 十分な予算を確保していることは評価される点ではあるが、社会的意義のある補助金であることから、積極的に活用されるよう、制度の周知を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	当補助金は、令和5年度から国から市町村への直接補助に変更となったため、県における補助金の執行はないが、市町村担当者会議などを通じて、制度の周知を図った。	子ども家庭課 （身元保証人確保対策事業費）
138	176頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 実績報告書が事業後30日後までに提出されていないことから、提出期限を守らせるべきである。	措置済	令和6年度	本補助金は令和4年度の単年度事業のため終了しているが、他の補助金の令和5年度の実績報告において、期限の順守について指導を行い、期限内に提出がされている。	子ども家庭課 （中部地区母子寡婦福祉研修大会開催費補助金）
139	177頁	指摘	【有効性】 毎年度市町村への説明等を行っているにもかかわらず、当該補助事業の開始以降1件も給付実績がない点については、その原因として、当該補助金の制度が県民の需要に合致していないこと及び県民が同制度の存在を認識できていないことが考えられる。 したがって、当該補助金がセーフティーネットとしての役割を担う点にも鑑みれば、県民の需要に即した制度・要件の変更を検討することや、市町村の説明に留まらず、県のホームページの活用及び高卒認定試験のための所謂受験予備校等にパンフレットを配布する等、当該補助金の認知・利用促進のため、より積極的な広報に努めるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年6月25日実施した子どもの貧困対策市町村担当者会議で周知を図った。 引き続き、市町村に対して担当者会議等の機会をとらえて周知していく。 また、県のホームページに掲載し、県民に対して周知を実施した。	子ども家庭課 （困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金）
140	178頁	指摘	【有効性】 補助金の目的自体は重要であり、必要性も認められるが、支援が必要な子どもに、より活用され、目的が達成されるような仕組みに見直すとともに、市町村等の関係団体への周知も十分に行うべきである。	措置済	令和6年度	令和6年6月25日実施した子どもの貧困対策市町村担当者会議で周知を図った。 引き続き、市町村に対して担当者会議等の機会をとらえて周知していく。	子ども家庭課 （生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
141	178頁	指摘	【検証（事業評価調査）】 事業評価調査は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、その中でも補助効果は重要度が高い。評価調査は正確に作成するべきである。	措置済	令和6年度	資料の作成にあたっては、複数人で確認するなど丁寧な作成に努める。	子ども家庭課 （生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金）
142	179頁	意見	【事業の遂行（変更交付申請）】 照会時等に、変更申請をしない市町村については県の担当課にあらかじめ変更申請をしない旨をメールで連絡するか書面の提出をする旨を明記して連絡することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助金の変更申請等、該当しない旨の確認を要する事案の照会時には、あらかじめその旨のメールによる報告を求めることを明示して連絡することとしている。	国民健康保険課 （乳幼児医療費負担金助成費）
143	180頁	指摘	【事業の遂行（変更交付申請）】 担当課は、当初申請書だけでなく、補助金変更交付申請書についても、県への到着日を明確にする必要性から收受印を押すべきである。	措置済	令和6年度	文書等の受領時には、收受印の押印を徹底している。	国民健康保険課 （父母子家庭等医療費負担金助成費）
147	185頁	指摘	【検証（事業評価調査）】 補助金については、県単独補助金事業評価調査を作成すべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算要求資料作成時より、補助金については、県単独補助金事業評価調査を作成した。	医療整備課 （地域周産期医療体制強化事業費）
148	187頁	意見	【要綱（補助割合）】 寄附講座に対する補助割合を10分の10とする根拠に乏しいと思われるため、補助理由や補助割合を再考することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度から以下の見直しを行う方向で財政協議を実施した。 市町村が直接実施する寄附講座は、実態に合わせ、以下のとおりとする 【補助率】10/10 → 1/2 【上限額】10,000千円 → 20,000千円 ただし、事業費が10,000千円に満たないもので初年度申請時に複数年実施が想定されていたものについては、経過措置を設けることで調整した。	医療福祉連携推進課 （地域医療確保事業費補助金）
149	187頁	指摘	【事業実績報告（完了日）】 県は間接補助金の完了が年度内に終了するように市町村に指導すべきである。	措置済	令和6年度	県から通知を发出し、令和6年度事業から、補助事業者である市町村に対して、間接補助事業者に対する間接補助金の交付を年度内に完了するよう指導を徹底することとした。	医療福祉連携推進課 （地域医療確保事業費補助金）
150	187頁	指摘	【額の確定（適合性）】 給与費が補助対象経費となるものか否かを事業実施報告書の記載から判別できるよう、記載させるべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度事業から、市町村に対して給与費が補助対象経費かどうか判別可能となるような事業実績報告書の作成を指導し、必要に応じて追加資料の提出を求めることにより、補助対象経費の確認を徹底することとした。	医療福祉連携推進課 （地域医療確保事業費補助金）
151	188頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 保管された資料からは、実績報告書のみをもって履行確認を行ったと誤解されうる。電話等で確認した記録が一切残っていないため、その記録を書面に残すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度に確認した実績報告書では、提出された書類で確認が完了したため、電話等別途の確認は必要なかった。 今後、電話等により事業の完了確認を行った場合は、当該記録を書面に残すよう徹底する。	医療福祉連携推進課 （病院内保育所運営費補助金（基金））
152	190頁	意見	【検証（少額補助）】 必要性が認められる補助金とは考えるが、執行率が低いことから、その原因を確認し、より活用を促す取り組みを行うか、実態を反映した予算組みを行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	予算要求にあたっての各医療機関へのニーズ調査時に改めて補助対象経費や積算方法について周知した。 病院からの要望金額を精査したうえで、直近3年間に補助実績がある病院は過去実績を参考に予算要求し、実績がない病院は予算化しない対応とした。	医療福祉連携推進課 （病院内保育所夜間運営費補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
153	191頁	指摘	【交付申請（時期）】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、事業計画書を提出した医療機関に対して交付申請期限の厳守について改めて周知することにより期限内申請を徹底することとした。	医療福祉連携推進課 （女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金））
154	192頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、実績報告書の提出が4月1日以降になる場合は、年度末までに事業の終了報告を状況報告書などの書面で提出させるよう徹底していく。また、電話等により追加確認を行った場合は、当該記録を書面に残すよう徹底することとした。	医療福祉連携推進課 （女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金））
155	193頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助要綱の改正（R6.4.1）により、「必要な経費」を「次に掲げる必要な経費」とし、報償費及び旅費等補助対象となる経費を具体的に明記した。	医療福祉連携推進課 （医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金））
156	193頁	意見	【要綱（算定基準）】 補助金交付要綱に添付される別表において、交付決定に関する基準額について記載されるが、「予算内で知事が定めた額」とされており具体性がない。そのため、基準額について具体的な金額を明示することが望ましい。	措置済	令和6年度	基準額に具体的な金額を明示することに関して、他の類似する補助金交付要綱等を参考にしつつ、補助対象事業者等関係者を含めて検討していくこととした。	医療福祉連携推進課 （医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金））
157	194頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業は、申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすることを徹底した。	医療福祉連携推進課 （医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金））
158	195頁	指摘	【交付申請（時期）】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、事業計画書を提出した医療機関に対して交付申請期限の厳守について改めて周知することにより期限内申請を徹底することとした。	医療福祉連携推進課 （産科医等育成・確保支援事業費補助金）
159	195頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、実績報告書の提出が4月1日以降になる場合は、年度末までに事業の終了報告を状況報告書などの書面で提出させるよう徹底していく。また、電話等により追加確認を行った場合は、当該記録を書面に残すよう徹底することとした。	医療福祉連携推進課 （産科医等育成・確保支援事業費補助金）
160	196頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 補助金の交付の適否に係る資料であることから、適切に管理・保存すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業の交付申請について、適切な形に整えられた書類が添付されているか確認し、受理した。	医療福祉連携推進課 （小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金）
161	197頁	指摘	【交付決定（審査）】 補助金の交付の適否に係る項目であることから、正確に審査すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業の交付決定に当たり、医療的ケア判定書を含む交付申請書類について、担当者と副担当者のダブルチェックを実施し、審査の正確性を確保した。	医療福祉連携推進課 （小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
162	198頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和６年度	令和６年度事業は、申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすることを徹底した。	医療福祉連携推進課 （三次周産期医療機関 分娩体制整備臨時支援 事業費補助金）
163	200頁	指摘	【交付申請（事業目的・内容）】 補助事業においては、工事着手前に着手予定の工事について交付申請を行い、交付決定後に、事業に着手することとなるため、進捗度に応じた交付申請を行うにしても、補助事業者においては、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行い、交付決定の内容にしたがった工事を行うよう指導すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年度は、該当事業の申請はなかった。 今後の申請においては、進捗度に応じた申請に限らず、通常の申請においても、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行うよう指導する。 また、交付要綱第６条に基づき、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手する事業者がいる場合は、あらかじめ補助金交付決定前着手届を提出するよう周知していく。	医療福祉連携推進課 （病院内保育所施設整 備事業費補助金（基 金））
164	201頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和６年度	令和６年度事業からは、受領日の収受印を押印し、受領日を明確にすることを徹底した。	医療福祉連携推進課 （小児・障がい児者在 宅医療支援福祉人材育 成・確保事業費補助 金）
165	201頁	指摘	【交付申請（事業目的・内容）】 担当課は、補助実施事業者が第三者への業務委託をする際には、その契約において業務委託内容を明確にするように指導すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年度事業の交付申請について、看護、リハビリ、口腔ケアのうちいずれの専門職を招へいするものを明確にした委託契約書の添付を求め、確認した。 なお、令和４年度、令和５年度とも実績報告書において、招へいした専門職の記載と学証資料の添付を求めていること、補助目的を満たしていることを確認している。	医療福祉連携推進課 （小児・障がい児者在 宅医療支援福祉人材育 成・確保事業費補助 金）
166	203頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和６年度	岐阜県介護人材育成事業者認定制度における介護事業者に対する現地ヒアリング等の機会をとらえ、当補助金の有効性について意見聴取を実施した。	高齢福祉課 （介護人材育成事業者 認定制度実施事業費）
167	203頁	指摘	【事業の遂行（指導監督）】 評価結果表内の「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄は、受審した事業者が、受審を通じて得られた知見や感想などを記載するものである。そのため、評価機関において作文することが予定されているものではない。 福祉サービス第三者評価は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるために実施されるものである。そのため、第三者評価結果を事業者が受け入れることが重要であり、「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」は、事業者自らが作成するのは当然である。 この点を事業者が作成していないとすれば、事業者が受審し、第三者評価結果を確認していることにも疑義が生じ、受審自体の意義を失わせかねず、当該補助を交付する意味を失うことになりかねない。 したがって、担当課において、評価結果表内の記載の確認を行い、疑義がある場合には、指導監督を行い、適切な評価がなされるように指導すべきである。	措置済	令和６年度	令和７年度申請分について、受審した事業所自らが評価結果表内の「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄に記載を行っている事実確認を行った。	高齢福祉課 （介護人材育成事業者 認定制度実施事業費）
				措置済	令和６年度	評価機関から評価結果の報告があった際に、「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄の確認を行うようにしている。疑義がある場合には、評価機関への確認および指導を行う。	地域福祉課 （介護人材育成事業者 認定制度実施事業費）
168	204頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和６年度	過去に本補助金の交付実績がある事業者にアンケートを実施し、補助金の有効性について確認を行った。	高齢福祉課 （介護事業所内保育施 設運営費補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
169	205頁	指摘	【交付決定（審査）】 通知書には、正しい参照条文を記載すべきである。	措置済	令和６年度	参照条文が誤っていた通知について、令和５年度中に全て訂正を行った。引き続き、通知書に正しい参照条文を記載するよう徹底する。	保健医療課 （地域自殺対策強化事業費（新型コロナ分））
170	206頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が４月であるのに検査調書の作成日が３月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和６年度	令和５年度当該補助金の検査から補助事業者に対して、状況報告を求め、事業の完了を書面により確認した。	保健医療課 （地域自殺対策強化事業費（新型コロナ分））
171	207頁	指摘	【事業実績報告（内容の正確性）】 決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続を行うべきである。	措置済	令和６年度	当該指摘以降、決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続を行うよう更に徹底した。	保健医療課 （地域自殺対策強化事業費）
172	208頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が４月10日であるのに検査調書の作成日が３月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和６年度	令和５年度当該補助金の検査から補助事業者に対して、状況報告を求め、事業の完了を書面により確認した。	保健医療課 （地域自殺対策強化事業費）
173	209頁	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 岐南町、笠松町、池田町、関市、七宗町、瑞浪市、垂井町の交付決定額が必要以上に認められているとも考えられる。実態に見合った交付申請がなされるよう各市町村に指導するのが望ましい。	措置済	令和６年度	左記の市町村を中心に、令和５年度の交付申請が実態に見合ったものとなるよう、令和５年１０月に各市町村に聞き取り指導を行った結果、実態に見合った交付申請の提出があり、交付申請に基づき令和６年２月７日に交付決定を行った。	保健医療課 （小児がん患者ワクチン再接種費用補助金）
174	209頁	意見	【検証（少額補助）】 決算は82,000円であり、過去の実績を見ても予算額が過大であると思われる。執行率が低い状況については、原因を確認し、より利用を促すか、必要性が乏しいのであれば、実態に見合った予算要求をするのが望ましい。	措置済	令和６年度	予算の積算根拠となる患者の算出方法について、実態に見合うように「岐阜県造血間細胞移植者数」から「過去の補助人数」に見直した。その結果、令和６年度予算額は令和５年度予算額に対して256千円に減額した。	保健医療課 （小児がん患者ワクチン再接種費用補助金）
175	210頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 他の19法人との平等性からも、特定の法人のみ延長を受け付けることは不適当であり、本来であれば交付決定を行わないことも想定される。行政裁量の範囲内として交付を認めたとしても、このような対応は行われるべきではなく、取消しの対応を含めた適切な対応を検討すべきである。	措置済	令和６年度	各保健所で、補助事業者の事業実施状況を、実績報告の提出期限前に確認することとし、実施状況によっては、交付要綱に基づき、交付決定を取り消すなど適切な補助制度の運用に努めた。	感染症対策推進課 （私立学校等結核予防費補助金）
176	212頁	意見	【有効性】 「公衆浴場の確保充実を図るため」（岐阜県公衆浴場活性化事業補助金交付要綱第１条）であれば、特定団体への補助ではなく、県下の一般公衆浴場全てを対象とした補助金とするのが望ましい。 なお、令和５年度から本補助金は廃止されている。	措置済	令和６年度	令和５年度から本補助金は廃止済み。	生活衛生課 （公衆浴場活性化対策事業費補助金）

第2章の3 教育委員会 【指摘21、意見11】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
177	217頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱い、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	事業そのものの完了をもって事業完了とする取扱いとした。	体育健康課 （全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金）
178	218頁	意見	【有効性】 現状の実績報告では、補助が得られている部活動だけが、振興が図られる状況とも考えられ、運動部全体にとって有効であるか疑問であった。また、部活動後援会等の全体の収支から、保護者の負担軽減が図られているとしても、どのような運動部にとっての補助となるかは、部活動後援会等の判断に影響されることから、分配方法が適切であるかを確認し、必要であれば運動部全体の振興を図る分配を検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度からは部活動後援会等からの提出書類を見直し、これまでの提出書類（特定の部活動に係る支出金調書等）だけでなく、部活動後援会等における全体の収支予算書・決算書を提出することとし、運動部全体に対して補助されていることを確認している。 本補助金は保護者負担の軽減を目的としているため、「部活動後援会等から報告された前年大会参加実績人数に基づいて算出した旅費」をベースに配分する現在の分配は、保護者負担が大きくなる遠方の学校の交通費を主に補助している点で分配方法に合理性があることから、引き続き継続する。	体育健康課 （県立高等学校運動部活動振興費補助金）
179	218頁	指摘	【要綱（暴排条項）】 要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。	措置済	令和6年度	岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱に暴力団排除条項（欠格事由）を設けた。	体育健康課 （県立高等学校運動部活動振興費補助金）
180	219頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 学校とPTAや後援会は別団体であり、補助を受け取っている団体が支出を行っている資料を、実績報告書の添付書類として提出させるべきである。	措置済	令和6年度	補助を受け取っている団体が支出を行っている証拠書類（事業実績報告、支出金調書等）を提出させることとした。	体育健康課 （県立高等学校運動部活動振興費補助金）
181	219頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 補助の目的である、運動部全体の補助が行われているかどうかを確認するため、各学校の部活動後援会等の収支の実績を確認すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度から各学校の部活動後援会等に収支決算書を提出させることとした。	体育健康課 （県立高等学校運動部活動振興費補助金）
182	220頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 本来の支出先は、権能なき社団である学校の後援会等であり、事業評価調書を訂正すべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度予算編成過程で事業評価調書を訂正した。	体育健康課 （県立高等学校運動部活動振興費補助金）
183	220頁	指摘	【検証（終了予定）】 通常の経済では、基本的に物価は上昇していくものであり、令和3年度を基準に終期を設定することは合理的でない。賃金や為替の変動と物価を組み合わせた実質的な数字を参考に終期を設定すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度当初予算編成時にエネルギー・食料価格等物価高騰への対応として消費者物価指数を参考に支援金単価及び終期を設定した。	体育健康課 （県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費）
184	222頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱い、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	事業そのものの完了をもって事業完了とする取扱いとした。	体育健康課 （県立高等学校体育大会補助金）
185	223頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱い、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	事業そのものの完了をもって事業完了とする取扱いとした。	体育健康課 （特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
186	225頁	意見	【有効性】 令和５年度も１市町村での利用が予定されているということであるが、多くの市町村の利用が行われるよう、補助金についての周知を行うのが望ましい。	措置済	令和６年度	全市町村の教育長に対してこの事業を周知できるように、各教育事務所の教育支援課長に情報提供をした。また、市町村教育委員会の指導主事が参加する指導主事研修会の理科部会で、この事業の活用方法等について紹介した。	学校支援課 (エネルギー教育支援事業費補助金)
187	226頁	指摘	【要綱（暴排条項）】 要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に岐阜県補助金等交付規則が一部改正（法務・情報公開課）され、暴力団排除条項が規定され、合わせて要綱の改正を行った。	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)
188	226頁	意見	【検証（目的達成・既得権）】 当該補助金の目的達成度、有効性を計る基礎資料の収集として、補助金交付者（留学修了者）に対して、要領が予定している卒業後の進路先等（県内在住率等を含む。）に関する調査を実施することが望ましい。	措置済	令和６年度	留学修了者に対して、高校卒業後の進路希望調査を３月に実施することとした。	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)
189	227頁	指摘	【書類の保存】 帳簿等保存期間につき、要綱で15年間と定めている現状については、県公文書規程に反するため、他の補助金要綱と同様に５年間と要綱を改正すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に補助金交付要綱を改正し、帳簿等保存期間を５年間とした。	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)
190	228頁	意見	【有効性】 人権教育は全市町村で行われているのであるから、特定の市町のみならず、他の全市町村に補助金の存在を周知し、補助金が多く自治体で活用されるよう工夫することが望ましい。	措置済	令和６年度	各教育事務所人権教育担当指導主事に、改めて本補助金の意義や活用方法等について説明を行った。各教育事務所を通じて各市町村担当者に本事業の意義等について説明した。	学校支援課 (人権教育推進事業費補助金)
191	228頁	指摘	【額の確定（他目的流用）】 実績報告からは人権教育が行われているかの内容が十分確認出来ず、補助対象事業にも該当しないものに補助金が用いられているとも考えられるため、要綱に則り対象事業への支出が行われているか十分に確認すべきである。	措置済	令和６年度	各教育事務所人権教育担当指導主事に、改めて補助事業の適切な執行について周知徹底するための説明を行った。令和６年度初めに該当市町村から提出された計画書及び報告書について、当課で十分に確認し、不明点については該当教育事務所を通じて、確認を取り、修正作業を指示したうえで、交付決定した。	学校支援課 (人権教育推進事業費補助金)
192	229頁	意見	【有効性】 ＰＴＡ活動を行う世代ほど、電子データによる情報収集が一般化しつつあることから、機関誌という紙媒体を継続する必要があるかどうかは、需要者であるＰＴＡの意見の聞き取りを行うなどして、より効果的な補助金の使用となるよう検討を行うことが望ましい。	措置済	令和６年度	令和６年３月に、岐阜県ＰＴＡ連合会事務局に対して、機関誌の在り方について機会を捉えて話題としていただくよう伝えた。今後の検討状況については、継続して確認していく。	学校支援課 (県ＰＴＡ連合会事業費補助金)
193	230頁	指摘	【要綱（交付目的）】 現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特に岐阜県産業教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、岐阜県産業教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に補助金交付要綱を改正し、補助の目的を明記した。	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)
194	231頁	指摘	【要綱（対象経費）】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の範囲を具体化した。	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
195	231頁	意見	【交付決定（審査）】 補助金を管轄する課の課長には補助金の予算編成及び予算執行について権限はないとのことであるが、外観上は双方代理になっていると見られる体裁となっているため、補助金の担当課の課長が補助金受領団体の事務局長を兼任することは避けることが望ましい。	措置済	令和６年度	外観上が双方代理になっていると見られる体制について、そのあり方を検討した結果、岐阜県産業教育振興会の適正な運営及び事業執行においては、会則及び事務処理規程による現体制の継続が最適であり、今後も透明性の確保と説明責任の遂行に務めていく。	学校支援課 （岐阜県産業教育振興会補助金）
196	232頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 目標の達成度を示す指標とされる上記①は、補助事業者の毎年の事業活動そのものである。補助金交付要綱に補助金の具体的目的も記載されていないことも相まって、補助金の目的達成の検証をし難く、補助対象事業者の毎年の活動が、意味のある指標になっているとは考え難いため、見直しを検討すべきである。	措置済	令和６年度	事業評価調書について、指標①は事業活動そのものであるため廃止し、補助目的である県内就職を推進するため、引き続き「県内高校生の県内就職率８０％」を指標として事業を推進する。	学校支援課 （岐阜県産業教育振興会補助金）
197	233頁	意見	【有効性】 ＰＴＡの活動意義については、様々な意見が近時存在しており、時代に即した見直しを検討することが望ましい。	措置済	令和６年度	各県立学校等のＰＴＡが活動・事業の在り方について検討するうえでは、他のＰＴＡの動向の把握や関係機関との意見交換が必要になる。本連合会の事業活動では構成員間の交流を行っているため、必要に応じて時代に即した見直しが検討できるように、引き続き情報発信等の事業活動を支援していく。	学校支援課 （高等学校ＰＴＡ連合会事業費補助金）
198	234頁	指摘	【要綱（規則との整合性）】 成年年齢下げに伴う交付要綱の改定において代理受領の規定を削除した上で、手引きや補助金事業の適正実施に関する通知においても、補助金の振込みについては申請者名義の口座とすることを求めていることから、要綱改定の趣旨や手引き等の定めに反しないような運用をすべきである。	措置済	令和６年度	確実に対象生徒の支援となるように、補助金の振込については、申請者名義の口座又は授業料等及び学校諸費口座に限定するように、令和６年度より要綱を改正し運用を見直した。	学校支援課 （定時制通信制教科書等給与費補助金）
199	235頁	指摘	【要綱（交付目的）】 現在要綱では、学校教育関係団体の中で、特にへき地教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、へき地教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱を改正し、別表に補助する目的を明記した。	学校支援課 （へき地教育振興会補助金）
200	236頁	指摘	【要綱（対象経費）】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱を改正し、別表に補助対象経費を明記した。	学校支援課 （へき地教育振興会補助金）
201	236頁	指摘	【要綱（算定基準）】 へき地教育振興会の予算額が増額されたから補助金を増額するのではなく、なぜへき地教育振興会への補助費の拡充が必要なのか、補助の目的とも合わせて検討し、補助金を増額するかを決めるべきである。	措置済	令和６年度	今後増額する際には、補助の目的について十分な検討を行う。令和６年５月に、岐阜県学校関係団体事業費補助交付要綱の改正を踏まえ、補助の目的について、へき地教育振興会に対して周知徹底した。	学校支援課 （へき地教育振興会補助金）
202	237頁	指摘	【交付決定（目的の適合性）】 実際の補助金の使途や振興会が行っている請願・陳情の内容自体は、補助金の目的と整合するものであるが、振興会の事業内容（特に１項の請願・陳情は、行為の性質上、政治的な意味合いを有する）と交付要綱の補助対象経費についての広範な規定ぶりからすると、補助金の使途が政治的活動にも及ぶように見受けられるおそれがあることから、補助金の使途が補助の目的の範囲内に限定されるよう規定を改めるべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱を改正し、別表に補助対象経費を明記した。	学校支援課 （へき地教育振興会補助金）
203	237頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 交付申請及び実績報告は、補助金の交付等において大変重要な書類である。間違いのないように指導するべきである。	措置済	令和６年度	令和６年４月に改めて指導を行った。また、県としても、提出された書類について、複数の目で確認する等課内のチェック体制の強化を図った。	学校支援課 （へき地教育振興会補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
204	237頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 事業評価調書の評価や目標を実態に則したものに直すべきである。	措置済	令和6年度	実態に即した評価や目標になるように、事業評価調書の評価や目標を「へき地・複式教育研修会への参加者数」に見直した。	学校支援課 （へき地教育振興会補助金）
205	238頁	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 運用の例外を認めるものであるため、客観的資料を要求することが望ましい。	措置済	令和6年度	カード決済については原則補助対象外として取扱うこととし、交付決定時において補助事業者への注意を徹底した。 なお、令和6年3月29日付け出第475号「公務旅行に係るクレジットカード等の利用における会計事務上の留意事項について」（通知）の留意事項を満たす場合には、補助対象経費として取り扱うこととする。	教育研修課 （自ら学ぶ教職員応援事業費補助金）
206	239頁	意見	【経済性】 予算計上の根拠を確認し、実態に即した予算計上を行うのが望ましい。	措置済	令和6年度	前年度（令和5年度）の実績を基に積算を行い、適切に予算計上を行った。	教育財務課 （被災幼児児童生徒就学支援等補助金）
207	240頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該評価指標は、補助金を交付する上で当然のことであり、指標とはいえない。目標設定をすることがない補助金であるのであれば評価指標を記載しないことを検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度予算において適切に評価指標を設定した。	教育財務課 （被災幼児児童生徒就学支援等補助金）
208	240頁	意見	【有効性】 扶助費である就学奨励費との関連性を把握し、今後必要性が発生した場合に有効活用できるように、具体的な事例を想定することが望ましい。	措置済	令和6年度	意見を受け、就学奨励費との関連性を整理し、当該補助金に係る具体的な適用事例の整理を行った。	特別支援教育課 （就学奨励費（大規模災害関連 特別支援学級分））

第2章の4 商工労働部 【指摘0、意見8】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
209	242頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象企業から提出される状況報告書を若者の定着率を把握するための資料データとして活用している。	企業誘致課 (企業立地促進事業補助金)
210	243頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象企業から提出される状況報告書(要綱第8号様式)に雇用状況の内訳(性別、年代別)を追加し、若者の定着率を把握するための資料データとして活用している。	企業誘致課 (大規模空き工場企業誘致補助金)
211	244頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象企業から提出される状況報告書(要綱第23号様式)に雇用状況の内訳(性別、年代別)を追加し、若者の定着率を把握するための資料データとして活用している。	企業誘致課 (本社機能移転促進事業補助金)
212	245頁	意見	【事業評価調書】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける若者の定着率の向上に位置付けている以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	事業承継対策事業を実施した商工会・商工会議所(令和4年度:7商工会議所、令和5年度:5商工会・6商工会議所)に対して、事業承継の継続的な相談及び成約に至った事業等、書面及びヒアリングの調査を行い(令和6年7月)、若年層の定着状況の検証を行った。当事業を契機とした若年層への成約事例(7件)や継続的な相談案件(25件)があり、当該事業の有効性を確認した。事業承継や後継者の育成には長期間を要することから、引き続き商工会等の関係機関と連携し、事業承継対策を推進していく。	商工・エネルギー政策課 (商工会及び商工会議所補助金(人件費等))
213	246頁	意見	【検証(事業評価調書)】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備に位置付けている以上、SDGs推進資金が、ワーク・ライフ・バランス推進企業等に支援されているかどうかの実数を把握するなどして、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	SDGs推進資金の融資件数上位2金融機関3店舗の臨店ヒアリング等(令和6年6月・7月)により状況を把握した限りにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進企業としての利用は0件(融資実績なし)であった。引き続き制度の周知に努めていく。	商業・金融課 (中小企業振興支援資金信用保証料補助金(旧年度保証分))
214	247頁	意見	【有効性】 少子化対策関係事業については、各課の判断で関係事業を位置付けているところ、同じ補助金内で関係事業を区別する理由が、乏しいものとする。少子化対策関係事業との区別を整理し、少子化対策として位置付けられるのであれば、関係事業から外れている事業も少子化対策関係事業と位置付けることが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県少子化対策総合プログラムの少子化対策関係事業としての位置づけへの見直しを行い、対象事業から除外した。	産業イノベーション推進課 (地域課題解決型創業支援事業費補助金)
215	248頁	意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上及び女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県少子化対策総合プログラムの少子化対策関係事業としての位置づけへの見直しを行い、対象事業から除外した。	産業イノベーション推進課 (地域課題解決型創業支援事業費補助金)
216	249頁	意見	【要綱(対象経費)】 当該要綱の定めでは、対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうこと、また、客観的に対象経費とすべきか否かを検証することが困難であることから、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度の補助金要綱において補助対象となる経費を具体化した。	産業デジタル推進課 (公益財団法人ソフトピアジャパン事業運営補助金)

第2章の5 農政部 【指摘3、意見7】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
217	251頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 補助事業確認調書は、いずれも正確に記入・処理すべきである。	措置済	令和6年度	補助事業確認調書は、記載内容が正確に記入されていることを本庁・農林事務所双方においてチェックを行うことを徹底した。	農業経営課 （新規就農者育成総合 対策事業費補助金）
218	252頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金は、就農3年目までの新規就農者等に対して所得確保のための資金を交付し、若者の営農定着に資するものである。 令和5年度は、548件の就農相談に対応したほか、就農後5年以上経過した者10人に経営研修を開催し、農業分野における若者の定着に寄与した。	農業経営課 （新規就農者育成総合 対策事業費補助金）
219	253頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金は、就農相談や農業者の経営発展に向けた研修会の開催により、若者の営農定着に資するものである。 令和5年度は、548件の就農相談に対応したほか、就農後5年以上経過した者10人に経営研修を開催し、農業分野における若者の定着に寄与した。	農業経営課 （就農・就業相談窓口 事業費補助金）
220	254頁	意見	【交付決定（経済性・効率性）】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。	措置済	令和6年度	補助事業者には、事業に公金が投入されているという認識を持っていただくとともに、公平・公正性をもって契約事務を行うよう、事業計画の承認時に周知徹底を図った。	農業経営課 （新規就農サポート事 業費補助金）
221	254頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 データ提出があっても、ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。	措置済	令和6年度	過去に実施した同様の補助事業の書類、または類似の補助事業の添付書類を確認するなど、文書の印刷管理は正確に処理するよう徹底した。	農業経営課 （新規就農サポート事 業費補助金）
222	255頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、結婚の希望をかなえるための支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	結婚の希望をかなえるための支援という観点では、当該補助金において、令和5年度に実施主体の1つが婚活行事を開催することにより、男女22名のパートナー探しを支援した。 ただし、当該補助金は、就農希望者や新規就農者を支援する地域活動を対象としており、婚活支援が主たる目的ではないことから、今後、少子化対策事業としての位置付けを見直す。	農業経営課 （新規就農サポート事 業費補助金）
223	256頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	若者の定着率の向上という観点では、当該補助金は、集落営農組織等の経営安定や規模拡大、人材確保に必要な機械・施設の整備を支援し、若者の営農定着に資するものである。 令和6年度は、5事業者の機械導入やトイレ整備を支援する予定であり、農業分野における若者の定着に寄与するものである。 （補助対象：担い手の経営力・生産力強化などに必要な機械・施設整備等及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備）	農業経営課 （中山間地域等担い手 育成支援事業費補助 金）
224	257頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。	措置済	令和6年度	過去に実施した同様の補助事業の書類、または類似の補助事業の添付書類を確認するなど、文書の印刷管理は正確に処理するよう徹底した。	農業経営課 （ぎふ農業経営者育成 発展支援事業費補助 金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
225	257頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の自立支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	若者の自立支援という観点では、当該補助金は、就農に向けて長期研修を受講する者等に支援金を交付することにより、就農する若者の経済的な自立に資するものである。 令和5年度は、就農研修生等24人に支援金を交付し、農業分野における若者の経済的な自立に寄与した。	農業経営課 （ぎふ農業経営者育成 発展支援事業費補助 金）
226	258頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	女性の活躍の推進という観点では、当該補助金は、就業場所で託児スペースを確保することにより女性の働きやすさに資するものである。 令和5年度は事業実施がなく、令和4年度事業実施者が利用者に行ったアンケートでは、全員が託児スペースを高評価し、雇用の継続を希望したことから女性の活躍の推進に寄与したものとする。	農業経営課 （女性が変わる未来の 農業整備事業費補助 金）

第2章の6 林政部 【指摘3、意見11】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
227	261頁	指摘	【要綱】 要綱上、事業完了後の申請を認める場合を限定していることからしても、現在の運用は要綱に反していると考えられることから、補助金の運用を見直すか、要綱の見直しを行うべきである。	措置済	令和6年度	補助金交付要綱の見直しを行い、令和6年4月1日付けの補助金交付要綱の改正で第4条第3項（事業完了後の申請を認める事業）に本事業を追記した。	県産材流通課 （ぎふの木で家づくり 支援事業費補助金（社会資本整備交付金））
228	262頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者呼び込み施策として少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該事業は、少子化対策を目的とした事業ではないため、令和7年度からの次期計画となる都道府県こども計画への位置付けは行わないこととした。	県産材流通課 （ぎふの木で家づくり 支援事業費補助金（社会資本整備交付金））
229	264頁	意見	【要綱（交付目的）】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。	措置済	令和6年度	交付要綱に主目的は記載されており、その下にある各事業ごとの目的については、要領で定めることとしている。	森林活用推進課 （森と木と水の環境教育推進事業費補助金）
230	265頁	指摘	【交付申請（事業目的・内容）】 「ぎふ木育の推進」とは異なる目的のために補助金が活用されていると疑われかねない面が存在する。事業内容そのものには問題がないものの、異なる目的の事業については、目的が異なるとして、補助金の支出を行うべきではないため、「ぎふ木育の推進」とは異なる目的で別事業が行われていないかなどを確認し、別目的が存在するときは、内容を分離して実施するよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	補助金の審査にあたっては、事業の内容などを十分確認するとともに、ぎふ木育とは異なる目的の事業が含まれる場合は、当該内容を明確に切り分けるなど、本来の事業目的に沿った内容となるよう指導していく。	森林活用推進課 （森と木と水の環境教育推進事業費補助金）
231	266頁	指摘	【事業実績報告（完了日）】 事業の完了は、補助事業である授業の実施日ないし実施報告書の作成日と考えられるが、実績報告の提出が期限を徒過している。補助事業者である関市に対して期限内の提出を指導すべきである。 これについて担当課からは、「『請負業者等に対する支払債務』の履行日をもって完了日とした場合も、『請負業者等に対する支払債務』の履行が未済であっても、事業そのものが完了し、『支払債務』の金額が確定した日をもって完了日とした場合も、いずれも完了日として認めています。」との回答がなされたため、監査人から、会計事務の取扱要領以外の根拠資料の提出を求めたが、具体的な根拠資料は存在しなかった。 事業完了日の取扱いについて、要綱等に具体的に規定すべきである。	措置済	令和6年度	「補助事業の完了の日」は、「計画した最終の事業が終了し、かつ事業主体が請負業者等に対する支払いが完了した日とする。ただし、3月31日までに支払いが完了しない場合は、支払い義務が確定した日を『補助事業の完了の日』とする。」と規定した実施要領の改正を行い、令和6年4月1日から施行した。	森林活用推進課 （森と木と水の環境教育推進事業費補助金）
232	267頁	意見	【要綱（交付目的）】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。	措置済	令和6年度	交付要綱に主目的は記載されており、その下にある各事業ごとの目的については、要領で定めることとしている。	森林活用推進課 （ぎふの木育教材導入支援事業費補助金）
233	268頁	意見	【事業実績報告（完了日）】 事業計画から実績報告が遅くなっている実績報告については、実際の事業完了日が正しいかどうかを確認し、大幅に遅れている場合には、その理由を確認するのが望ましい。	措置済	令和6年度	実績報告が遅れている場合は、実際の事業完了日が正しいものであること及び遅れている理由の確認を徹底する。	森林活用推進課 （ぎふの木育教材導入支援事業費補助金）
234	270頁	意見	【検証（事業評価調書①）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度の新規就業者85人のうち、78%が転職による就業であり、年齢構成も若者以外（25歳以上）の割合が68%を占めている。当該事業は、林業の新規就業者に対する地域への定着を目的としており、若者に限定するものではないため、令和7年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 （林業担い手育成事業費補助金）

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
235	270頁	意見	【検証（事業評価調書②）】 指標を「森林技術者数」としているが、新規就業者の地域への定着を目的としているのであれば、離職率など、就業後の定着率を確認できる指標を設定した上で事業の目標達成を評価するのが望ましい。	措置済	令和６年度	指摘を受け、指標に「就業後の定着率」を追加した。	森林経営課 （林業担い手育成事業費補助金）
236	271頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和６年度	令和４年度の新規就業者８５人のうち、７８％が転職による就業であり、年齢構成も若者以外（２５歳以上）の割合が６８％を占めている。当該事業は、林業の担い手確保と育成の推進を目的としており、若者に限定するものではないため、令和７年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 （森のしごと普及啓発事業費補助金）
237	272頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和６年度	少子化対策としての効果検証が困難であるため、令和７年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 （林業事業体ＩＣＴ技術等導入支援事業費補助金）
238	273頁	意見	【検証（事業評価調書）】 離職率など、就業後の定着率を確認できる指標によって事業の目標達成を評価するのが望ましい。	措置済	令和６年度	指摘を受け、指標に「就業後の定着率」を追加した。	森林経営課 （新規就業者等定着支援事業費補助金）
239	274頁	意見	【経済性】 市町村からの事業要望が多かったことを踏まえ予算額を増額したことは評価すべきであるが、結果的に予算執行率が低くならないように、可能な限り事業要望を正確に把握した上で予算措置を講じることが望ましい。	措置済	令和６年度	指摘を受け、市町村からの事業要望に応じた予算措置とした。	森林経営課 （岐阜県林業就業移住支援事業費補助金）
240	274頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の呼び込みという観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和６年度	令和４年度の新規就業者８５人のうち、県外からの就業者は２０％であり、年齢構成も若者以外（２５歳以上）の割合が７６％を占めている。当該事業は、森林技術者の確保を目的としており、若者に限定するものではないため、令和７年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 （岐阜県林業就業移住支援事業費補助金）

第2章の7 都市建築部 【指摘2、意見1】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
241	276頁	指摘	【記載の誤り】 白川町の補助金返還事案については、「町事業」であり、「市事業」ではないため、調定決議書には、正確に「町事業取消」と記載すべきである。	措置済	令和6年度	会計書類の記載について、ダブルチェック等による書類の正確性の確保を課内で徹底した。	住宅課 (空家対策支援補助金)
243	279頁	意見	【検証】 当該補助金が、令和4年度少子化対策関係事業として位置付けられている以上、「地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり」という観点から、子育てを対象にした申請実績がないことの理由及び課題並びに今後申請実績を上げるための方策等の検証を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	本事業は、空き家の購入を希望する者や、空き家の除却等を行う者に対して補助金を交付する市町村に対し、県が財政支援を行うものであり、補助金の交付対象、条件、金額などの詳細は市町村が交付要綱で定めている。 県内市町村の補助制度を検証したところ、12市町で「子育て世帯」や「新婚世帯」による空き家の利活用を対象とした補助制度を設けており、県からの間接補助金が市町村の少子化対策にも活用されていることを確認した。	住宅課 (空家対策支援補助金)

第2章の8 県土整備部 【指摘0、意見4】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
244	282頁	意見	【要綱（事業内容）】 対象事業の内容が広く解釈でき、事業内容が定まっていない状況と変わりがなく、適切な支出かの検証が困難である。建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費の一定基準などを定めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助事業の具体内容を補助対象経費欄に明記するよう補助要綱を改正した。（令和7年度分の予算に係る補助金から適用）	技術検査課 （ぎふ建設人材育成事業費補助金）
245	283頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象経費を具体化するよう補助要綱を改正した。（令和7年度分の予算に係る補助金から適用）	技術検査課 （ぎふ建設人材育成事業費補助金）
246	283頁	意見	【要綱（補助割合）】 一事業あたりの補助金の上限を定めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	予算上限の範囲内で補助を行う旨を明記するよう補助要綱を改正した。（令和7年度分の予算に係る補助金から適用）	技術検査課 （ぎふ建設人材育成事業費補助金）
247	284頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金は、岐阜県少子化対策総合プログラムの一貫としての女性の活躍推進として位置付けられているが、年に1回程度の事業で、推進として十分と評価できるかは疑問のあるところである。補助金そのものは主としてぎふ建設人材育成事業を目的としているものの、同総合プログラムに位置付ける以上は、その効果を検証し、より推進するのが望ましい。 また、女性の活躍をするための事業が、少子化対策総合プログラムと無関係とされていることからしても、果たして同プログラムと補助金との関係性が十分検討されているかが疑わしく、同プログラムに位置付ける以上は、目的と効果を検証するのが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金の対象事業であるセミナー等の実施状況については、産学官で構成するぎふ建設人材育成・確保連携協議会において意見聴取を行うなど見直しを行っており、今後も引き続き意見の聞き取りを行い、実施内容の検討・検証を行っていく。	技術検査課 （ぎふ建設人材育成事業費補助金）

第2章の9 清流の国推進部 【指摘2、意見5】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
248	285頁	指摘	【事業実施報告（提出期限）】 少なくとも10件の事業について実績報告書の提出期限が守られていなかった。交付要綱第12条第3項に従い、事業完了日から30日を経過する日までに実績報告書を提出させるべきである。	措置済	令和6年度	事業の進捗を管理する表を作成し、早い時点で実績報告書の提出期限が迫っている団体へ期限内の提出を依頼する等、事務を適正に行う。	地域スポーツ課 （岐阜県スポーツ振興 まちづくり補助金）
249	286頁	意見	【交付決定（補助対象経費）】 ホームページの運用費が通信運搬費に含まれるのであれば明確性及び公平性確保のため、要綱に「HP運用費」が含まれることを明記するなどして、他のクラブも同様の補助が受けられる運用とすることが望ましい。	措置済	令和6年度	今回はホームページ運用費を通信運搬費の対象経費としたが、意見のとおり明確性に欠ける部分もあるため、要綱を改正し、対象経費に「クラブホームページ作成及びメンテナンス費」を追記した。	地域スポーツ課 （総合型地域スポーツ クラブ支援事業費補助 金）
250	287頁	意見	【有効性】 県民総参加スポーツ大会推進という名称であるが、実質的に専らぎふ清流都市対抗駅伝競走大会のための補助金になっている実情がある。県民総参加・地域密着型のスポーツ大会を支援することで、「生涯スポーツ社会」の実現を推進することが目的の補助金である以上、今後より多くの県民が気軽に参加でき、スポーツの習慣化につながりそうな他のスポーツイベントへの助成を検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	ぎふ清流都市対抗駅伝競走大会は限られた年代の大会ではなく小学生から大人までに対応した都市対抗の駅伝大会であり、ここに参加するのは選手として出場する選手だけではなく、選手やレースを応援・観戦する人、また大会を運営する役員・スタッフ・ボランティアら広くスポーツを「する・見る・支える」方々まで含めて、県民総参加の大会としている。 更に、この大会に参加された方々がスポーツ実施の導入としても取り組みやすいランニングやウォーキングなどに親しむことで、結果としてスポーツ実施率の向上につながればと期待している。 このほか、各種の競技団体において、より効果的なスポーツイベントが開催される見込みがあれば、当該の大会への補助を検討する。	地域スポーツ課 （県民総参加スポーツ 大会推進事業費補助 金）
251	288頁	意見	【有効性】 引き続き国内外で活躍するアスリートの育成・支援に努めるとともに、補助を受けたアスリートたちの実績も含め補助金の有効性について一層積極的に広報することが望ましい。	措置済	令和6年度	既存に運用しているX（旧Twitter）に加え、県ゆかりの清流アスリート・パラスポーツ清流アスリート強化指定選手、チーム、団体の活動や活躍、大会情報などを更に広く周知するため、5月8日に県公式Instagramを新たに開設した。	競技スポーツ課 （パラアスリート育成 支援費補助金）
252	290頁	意見	【有効性】 事業の性質上、非営利活動として教育活動に取組む団体であれば、補助事業者を公益法人やNPO法人等の非営利団体に限定する理由は特にないと思われるため、非営利活動に取り組む株式会社等の営利団体も補助事業者を含め、補助事業者の充実を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度から、県が市町村へ補助する形へと実施形態を変更した。 市町村が学習支援事業を実施するにあたり、実際に運営などを行う委託先や連携先について制約は設けておらず、市町村の創意工夫による実施が可能となっている。	外国人活躍・共生社会 推進課 （外国籍の子どもの進 学支援事業費補助金）
253	291頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 目標値が設定できていない理由について、担当課の回答は、「補助対象が多文化共生に資する施設、備品、システム改修など、多岐にわたるため、共有の目標値の設定ができないためです。」とのことであるが、目標が設定できないのであればどのような状態になったときに補助金の目的は達成されているか、効果は出ているか、終期はいつにするか、などの判断が不可能となる。多岐にわたるのであれば主要な課題を確認し、課題に対して目標を設定すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度から、目標を設定し、事業評価調書に記載している。	外国人活躍・共生社会 推進課 （多文化共生推進補助 金）
254	292頁	意見	【検証（再補助）】 金額から推測する限りほぼ全ての事業がCO国際交流協会に委託されており、補助先の再検討をするのが望ましい	措置済	令和6年度	令和5年度から、研修会の実施にあたり、県が企画立案し、運営部分を国際交流センターに委託する形へと実施形態を変更した。 なお、研修会の一部の講座において、CO国際交流協会から講師を派遣してもらったが、研修内容から適当であると判断して講師依頼（謝金等の支出）したものであり、全面的再委託を行ったものではない。	外国人活躍・共生社会 推進課 （国際交流センター事 業費補助金）

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第2 危機管理政策課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	具体的な災害検証の結果を踏まえて地域防災計画を見直す作業自体は、地域防災計画を改善させる作業として有効であるが、当該計画が各課の業務に具体的に反映されているかどうかを計画作成後に検証しなければ、有効な計画実施には至らない。 実際に、第4章で明らかなように、飛騨総合庁舎の防災資機材が、使用後補充されてないままであったり、水防計画に関する水防資器材は、水防計画とは異なる状況となっていたりと、確認や見直しがなされないことで、計画とは異なる実態が確認されている。 地域防災計画そのものは全庁にわたる膨大な計画であることから、毎年計画全体の状況を細部まで検証することは現実的ではないが、計画の見直しを行った部分や計画策定から長期間が経過した部分については、地域防災計画に従った事業等が実際に実施されているかどうかを具体的な事業と紐付けて検証することも重要である。 その為、岐阜県地域防災計画の見直しを行った後に、担当部局の責任に任せるのみで終わらず、計画に従った各課の事業の実施がなされているかどうかについて、危機管理政策課など防災専門の部局による定期的な検証を行うべきである。 その際には、最終的な防災資機材の保管等がなされているかも含めて、外部の専門家の検証を求めるなど、費用対効果を考えた検証を行うべきである。 なお、このような監査人からの指摘については、危機管理政策課より、当初「「(災害対策基本)法第40条では、地域防災計画において記載事業の進捗管理までを求めている」と消防庁に確認しており、指摘には当たらない。」等の消極的な意見が述べられていたが、最終的には、「地域防災計画は施策を推進する計画とは性格が異なり、行うべき事務や業務を定めた計画となっており、各部局が地域防災計画に沿った事業を企画、実施している。今後は、国や他県の状況を踏まえて、地域防災計画に基づく取組状況を把握し、その進捗管理を行っていく。」との回答がなされている。 この点、監査人として、平時から全ての進捗管理を行うべきとの指摘するものではない。あくまで各課が適切に地域防災計画を踏まえた防災計画とその活動を行っているかを、地域防災計画の作成と実施を行う担当課が定期的な検証を行うべきとの指摘を行うものである。	措置済	令和6年度	岐阜県強靱化計画アクションプランの実施状況(地域防災計画「災害予防」)の把握に加え、「災害応急対策」「災害復旧」の分野に係る取組みの実施状況についても事業実績と実施予定を把握し、防災会議(令和6年3月21日開催)に報告した。	危機管理政策課
意見	第2 危機管理政策課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	防災に関する取り組みは、様々な自然現象が発生する度に見直しが必要であるところ、防災への取り組みついて、専門的な知識を職員が十分に有しているとは限らず、外部の有識者による検討を受けることは防災の効果を高める意味でも有意義である。 監査人が確認しただけでも後述(第5章)のように、目標値の算出に根拠がない指標が存在するなど見直しが必要と思われる指標も見受けられることから、前述した地域防災計画の実施の検証等と共に、過剰な業務増大とならない範囲において、岐阜県強靱化計画の改定後の計画進捗段階においても、指標の妥当性等について外部の有識者による検討も含め、見直しを行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	今後、指標の見直しを行う際は、その指標の妥当性も含め有識者に意見を求めることとした。それを踏まえ策定した岐阜県強靱化計画アクションプラン2024を防災会議(令和6年3月21日開催)に報告した。	危機管理政策課
指摘	第2 危機管理政策課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	施策の進捗状況を確認する意味でも、岐阜県地震防災行動計画検討委員会の毎年の開催は必要である。特に市町村施策を岐阜県が毎年進捗確認を実施している以上、毎年の経過を専門家が参加する同委員会を開催し、状況に応じて施策の見直しを図るべきである。 仮に、委員会の開催について、毎年の開催の必要性が乏しく、書面による報告に代える必要がある場合であっても、開催の必要性について委員の意見を踏まえるべきである。書面による報告に代える場合であっても、委員の任期が2年であることから、2年に一度の委員会の開催は行うべきである。	措置済	令和6年度	従来は県や市町村の取組状況を整理し委員に書面報告していたが、令和5年11月28日に岐阜県地震防災行動計画検討委員会を開催し、これまでの取組み状況を共有するとともに、観光客の避難誘導、外国人防災人材の育成、災害支援ナースの活用といった幅広い観点から意見交換を実施した。	危機管理政策課
意見	第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	現状を分析したうえで、適切なKGI(目標達成指標)を策定し、目標と現状のギャップから対処すべき課題を検討したうえで、KPI(重要業績評価指標)のための実行計画を策定していくことで、PDCAサイクルを回していくことが望ましい。	措置済	令和6年度	4月以降有識者の意見を聴きながら、11月に両センターの中長期的な利活用方針案を作成した。	防災課
意見	第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	岐阜県広域防災センターと岐阜県防災交流センターのそれぞれの位置づけや役割を明確にしたうえで、両センターの中長期的なランドデザインを策定することが望ましい。	措置済	令和6年度	4月以降有識者の意見を聴きながら、11月に両センターの中長期的な利活用方針案を作成した。	防災課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第8 岐阜県 広域防災セン ター	6 防災備蓄館	岐阜県広域防災センター自体が被災した場合、アクセスの問題や、ラック式倉庫の高所にある資機材をフォークリフトで搬出できない可能性もある。センター自体が被災した場合のシミュレーションを実施することが望ましい。	措置済	令和6年度	12月までに、広域防災センター自体が地震や水害により被災した場合のシミュレーションを実施した。その結果、停電時における電動フォークリフトの運用に課題があるため、発電機の整備をすすめる。	防災課
意見	第8 岐阜県 広域防災セン ター	6 防災備蓄館	岐阜県広域防災センターとして備蓄しておく防災資機材の種類や数量について、防災会議や専門家の意見を求めたうえで、明確にすることが望ましい。	措置済	令和6年度	専門家の意見を踏まえ、令和5年11月1日付で「岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱」を改正し、防災資器材の目的や数量を明確にした。	防災課
意見	第8 岐阜県 広域防災セン ター	6 防災備蓄館	飛騨総合庁舎の防災倉庫のように、物品によって取扱いの根拠が異なることになることは、今後の利用において法規に従った運用に支障をもたらす原因となる。 取扱いの混乱が生じないように、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。 また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を防災資機材要綱の別表に反映するのが望ましい。	措置済	令和6年度	専門家の意見を踏まえ、令和5年11月1日付で「岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱」を改正し、防災資器材の目的や数量を明確にした。	防災課
意見	第9 消防学 校	3 施設の利用計画 等	大規模災害等で必要となる可能性があるチェーンソー及びエンジンカッターの救助資機材については、各消防団(分団)が自ら所有し、十分な訓練を行うことは困難であるといえ、故に発災時において個々の消防団員が同資機材を用いて十分な機能を発揮するためには、消防学校における事前の直接的な教育訓練が必要である。 したがって、消防学校は、安全上及び発災時における確実な救助資機材の運用という観点から、より多くの消防団員に対して訓練が実施されるよう、全県の・中長期的な目標・訓練計画を策定し、これを実行することが望ましい。	措置済	令和6年度	消防団員に対する教育訓練に係る5か年計画を策定した。	消防学校
意見	第4 河川課	8 水防倉庫	水害発生時における有用性の観点から、水防倉庫に備蓄すべき水防資器材の種類、数量などを再検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	県として備蓄すべき水防資器材について検討を行い、「積み土のう工」に要する資材の応急的な補給を想定することとし、土のう袋を適正量備蓄するよう、R5.12.1付けで各水防管理者及び各土木事務所長へ通知をした。	河川課
意見	第5 砂防課	3 所管業務に關する計画	平成25年、平成26年の点検から6年しか経過していないのに、平成26年の261箇所を上回る補修改築必要箇所が発見されている。 砂防施設は古いものが多く、これまでと同様のペースでは補修・改築が追いつかず、施設の老朽化による災害を招きかねない。 現在、計画の改訂中とのことであるが、補修・改築の計画にあっては、今まで以上のペースをもって補修・改築計画を立てることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度中に長寿命化計画の改定を実施済み	砂防課
意見	第5 砂防課	3 所管業務に關する計画	平成25年度の点検時は、施設のひび等、一定の事象が発生していれば一律に評価が決まってしまう方式であったのに対し、令和2年の点検では、その事象が施設全体に与える影響を考慮して評価しているため、前回点検時から評価が引き上げられる場合が発生するとのことである。 しかし、9年前の平成25年度の時点で施設にひびが生じているなどC評価たり得た施設が、9年を経た今になって安全性を確保できているとはにはわかには考え難い。平成25年度の点検においてC評価となった箇所については、令和2年の点検を踏まえた健全度評価において、C評価のまま据え置き、補修の対象とするなど、一定の配慮をすることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度中に長寿命化計画の改定を実施済み、健全度評価について前回からの変化も考慮して改定。	砂防課
意見	第5 砂防課	3 所管業務に關する計画	施設が存在することでその箇所の危険性は回避されているとの考え方は一理あるが、その施設の劣化の事実を県民に周知することも必要と考える。施設の劣化が原因で災害が発生することも考えられるところである。補修・改築ができていなかったこと自体については、予算や計画の関係もあり、県の過失を問われない場合も多いと考えられるが、劣化を把握しながらそれを県民に周知していなかったことは、災害によって人的被害が生じた場合には、県の過失が問われる可能性がある。健全度評価の結果、C評価の中で県民への周知が特に必要と判断されるものについては県民に公表することが望ましい。	措置済	令和6年度	健全度Cの中でも、急激に劣化や損傷、変状の進行がみられ、住民に被害の恐れがあると判断される場合については、緊急的に住民周知や工事等の対応を行うこととした。	砂防課
指摘	第5 砂防課	5 砂防法関連不適正事案への対処	平成23年包括外部監査の結果報告書において意見がなされているにも関わらず、現在まで同一の不適正事案が是正措置を完了することなく県のホームページに公表され続けているというのは、県が事案を放置していると県民に思われてもおかしくない。砂防課によれば、上記不適正事案については、行政代執行をしないという判断をしているとのことであるが、少なくとも、当該判断についての専門家の意見を踏まえ、法的なリスクを検討した上で、県のホームページに、行政代執行に至らない理由(「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に該当しない理由)を掲載するなど、事案を放置しているわけではないことを県民に周知すべきである。 また、違反行為が行われている場所の定期的な巡視は、概ね1か月に1回の頻度で行われており、土木事務所職員の負担を増大している。県民の生命や財産に著しい被害が及ぶ可能性が高くない、緊急に防災措置を講ずる必要がないのであれば、定期的な巡視の頻度を減らし、土木事務所職員の負担を軽減すべきである。	措置済	令和6年度	事案について適切に対応している事が県民の方に伝わるよう、ホームページへの記載方法について変更を行った。 違反行為箇所の巡視については、有識者との協議により、県民の生命や財産に著しい被害が及ぶ可能性が高くない、緊急に防災措置を講ずる必要がないと判断できることから、本出水期後から、各土木事務所において実施している砂防関係施設巡視等に合わせて巡視・観測を行うこととした。	砂防課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第5 砂防課	5 砂防法関連不適正事案への対応	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例に記載したとおり、「許可を受けた者」(第1項)の相続人は当該許可を受けた者の地位を承継する。従って、違反行為者が「許可を受けた者」である場合には、その相続人に対して、是正措置を完了させるよう、積極的に働きかけるべきである。なお、「許可を受けた者」が監督処分を受けていた場合、その相続人は、監督処分に従う義務も相続すると考えられる。ただし、確定的な見解があるものではないため、相続人を対象に改めて監督処分をすべきである。 上記のとおり、「許可を受けた者」(第1項)の相続人には監督処分の効力が及ぶが、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)に対してなされる措置命令は対人的な命令であるため、相続人に対する措置命令の権限はなく、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)に対して行った措置命令の効力もその相続人に及ばないと考えられる。「許可を受けた者」(第1項)の相続人には監督処分の効力が及ぶが、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)の相続人には措置命令の効力が及ばず、新たに措置命令を行うこともできない。 そうであるならば、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)本人が亡くなる前には是正完了させなければならないということである。 「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)の生存が是正措置の成否に直結する以上、これらの者との連絡を密にし、生存中に是正措置が完了するよう、指導を徹底すべきである。	措置済	令和6年度	今後、違法行為が確認された場合、違反行為の処理マニュアルに基づき、行為者が生存中に是正措置が完了するよう、期限を示して行政指導を実施し、従わない場合は法令上の処分に移行する等、適切に対応する。	砂防課
指摘	第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	河川の管理状況の適切な把握の為に河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。	措置済	令和6年度	河川課に対し正確な報告を行っている。 毎月、河川課等本庁主務課に「施設管理業務課題事項表」により進捗状況等を報告している。(別添、「施設管理業務課題事項表」参照)	岐阜土木事務所
指摘	第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度からの点検業務においては、契約時に調査者に対して判断基準の周知を徹底するとともに、最終的な評価については、課長、係長及び担当者の複数人によるレビューを通して判定を行うこととした。	岐阜農林事務所
意見	第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	積極的な落札意思なしと評価されたことについて、岐阜県建設コンサルタント協会及び岐阜県測量設計業協会の要望活動対応の機会に意見交換を行い、その理由を分析した。今後は、個々の件について一般競争入札の採用を検討しつつ、早期発注及び発注の分散に努める。	岐阜農林事務所
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	4 西濃総合庁舎	発災時における緊急状況下において、職員が、迅速かつ機能的に備蓄品・資機材等を使用・運用するためには、備蓄品等を、可能な限り一か所(又はそれぞれ近接した場所)にまとめた上で、物品を整理して保管・管理することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年秋に備蓄品・資機材等の多くを庁舎4階大会議室及び近接倉庫に可能な限りまとめて保管した。一部資機材が分散保管されているため、これらについても継続して倉庫内の整理を行い、物品を整理しての保管・管理を進める。	西濃農林事務所
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	工事の入札の辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	辞退の理由を事業者に聞いたところ、「技術者等の配置困難」、「他に受注したい案件がある」、「手持ち業務量との兼ね合い」といった意見であった。このため、債務負担行為の活用による施工時期の平準化、フレックス工期の活用による技術者の効率的配置などの従前の施策をきめ細かく実施していく。	大垣土木事務所
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	同額での入札の理由を事業者に聞いたところ、「他に受注したい案件がある」、「手持ち業務量との兼ね合い」、「技術者等の配置困難」といった意見であった。このため、一般競争入札(総合評価方式)の更なる活用による競争性の確保のほか、引き続き債務負担行為等の活用による施工時期の平準化等の施策をきめ細かく実施していく。	大垣土木事務所
指摘	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和6年度	未登記案件について台帳の整理を行い、令和5年11月～12月にかけて、関係市町に直接情報提供を行った。	大垣土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、大垣土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡までの約13年間にもわたり、単に防災措置工事命令に関する履行勧告書の発出を繰り返すだけではなく、履行可能性がないと判断された場合には、遅滞なく、西濃農林事務所及び海津市等の関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい(仮に、平成20年1月29日時点で行政代執行を検討した事実があるならば、同事案の概要をまとめた「砂防指定地内等違反行為報告書」及び「海津市の不適正事案について」等の公文書に、その意思決定過程及び結果を正確に記載し、事後的に検証できるようにするべきである。岐阜県公文書規程第3条第2項、第3条の2第1項第3号)。 そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。 なお、直近においては、兵庫県と神戸市が共同して、砂防法に基づく「砂防指定地管理条例」(県所管)及び「宅地造成等規制法」(神戸市所管)に基づく許可を受けずに実施した違法盛土行為者に対して、令和4年10月26日より、行政代執行(土砂流出予防工事)に着手したという事例がある。	措置済	令和6年度	本件不適正事案によって大規模土砂災害が発生する危険性は少ないため、行政代執行は行わない方針を、平成20年1月28日までに決定した事実があった。 これを受け、令和5年8月、大垣土木事務所から県庁砂防課への定期報告文書である「砂防指定地内等違反行為報告書」に、当該事実についても記載した。 関係機関とは、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて、令和6年3月にメールにて情報共有を行った。 また、毎年4月に開催される全土木事務所対象の担当者会議において、「砂防法関連に係る違反行為の処理マニュアル」について周知・説明がなされており、行政代執行についても理解を深めている。	大垣土木事務所
						農地法違反の観点からは、転用事業者に履行可能性がないと判断し、遅滞なく、大垣土木事務所及び海津市等の関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、土地所有者に対して指導を継続的にを行っている。	西濃農林事務所
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	建設業者が砂防指定地、かつ、農地である場所に土砂を搬入し、無許可で盛土等を行ったという不適正事案は、平成19年から現在に至るまで積み残された課題であることから、前記の未登記問題と同様に、毎年度の重点事項及び課題等として定期監査資料に記載し、その経過・進捗状況も含めて毎年監査を及ぼすことが望ましい。 なお、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」(通称「盛土規制法」、令和4年法律第55号、令和4年5月27日公布)が、令和5年5月26日から施行される。同法は、静岡県熱海市の大規模な盛土崩落・土石流災害等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものであり、盛土等行為者の責任のみならず、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することが明確化されている。 したがって、盛土行為者が既に死亡している同不適正事案については、同法施行後、同法に基づき、土地所有者に対して土砂撤去等、その責務を果たすよう働きかけを行うことになろう。	措置済	令和6年度	令和5年度の定期監査資料において、「第3 事務事業執行状況」の、「1 重点事項及び課題等」の「(1)重点事項」として、本件不適正事案への対応を記載した。	大垣土木事務所
					令和6年度	令和5年度定期監査資料の「重点事項及び課題等」に、土地所有者に対して指導を継続的に行う旨を記載した。	西濃農林事務所
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和6年度	不要なボーリングコア箱の仕分けを行い、令和5年12月に約200箱を廃棄処分した。今後も保存期間が経過したものについて、定期的に処分を行う。	大垣土木事務所
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	大垣土木事務所においては、西濃県事務所の備蓄する防災資機材等が、十分な保管場所がなく点在していること(5 西濃県事務所、(1)物品管理において既述)にも鑑みれば、ボーリングコア箱等の適切な処分を推進し、多量に保管されている同コア箱等の保管場所を空け、同場所を防災資機材の倉庫として効率的に運用するという方法を、西濃県事務所と協議・検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	No40の回答のとおり、不要なボーリングコア箱の処分を行い、約5立米のスペースを空けた。 上記をふまえ、西濃県事務所と倉庫の運用方法について協議し、引き続き割り当てられた場所を継続的に整理整頓し、効率的な保管・管理を行うこととした。	大垣土木事務所
					令和6年度	大垣土木事務所において不要物品の処分を行ったが、防災資機材を集約できるほどのスペースを確保するには至らなかった。また、当所においてもNo.24のとおり点在して保管していた状況を一定程度改善したところ。このことから、改めて大垣土木事務所と協議し、引き続き割り当てられた倉庫を継続的に整理整頓し、効率的な保管・管理を行うこととした。	西濃県事務所
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	建設工事変更事務処理要領に従い、累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続をとるべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-10-A01-4-2号については、令和4年1月12日、3月14日付けにて契約変更の手続きを行った。 今後、指摘以外の工事についても建設工事変更事務処理要領に基づき、累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続きを行っていく。	揖斐土木事務所
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	建設工事変更事務処理要領第2が、「設計変更は真にやむを得ないものに限」としていることからすれば、上記のような事実関係において、「設計図書に誤謬、脱漏がある場合」に該当するとして直ちに契約変更が許されてよいかについては疑問がある。 仮に設計変更が許されるとしても、設計図書の内容が不正確であると、業者が受注時に工事の全容を正確に把握することができず、そのことが受注を検討するか否かの判断に影響を及ぼす可能性があることから、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分にに行い、正確に作成すべきである。	措置済	令和6年度	第建工43-A01-67-2号については、設計図書の作成にあたり現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上し、令和4年4月26日、8月22日付けにて契約変更を行い令和4年9月7日にて完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	法面保護コンクリートの施工のために路盤工までの施工が必要であることは予め分かっているべきことであるにも関わらず、契約変更の理由は、建設工事変更事務処理要領第4の「(1)発注後に発生した外的条件によるもの」のうち、「力その他やむを得ない外的条件による場合」とされている。このような理由は「発注後に発生した外的条件によるもの」「その他やむを得ない外的条件による場合」にあたらないことは明らかであり、当該場合に該当するものとして契約変更を認めることは適切でない。上記事実関係によれば、他の変更理由「(3)設計図書の不具合によるもの」の「ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合」)には該当しうものと思われる。 変更契約の許否を検討するに際しては、設計変更が認められる場合として建設工事変更事務処理要領に列举されたものの中から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-31-A01-54-7号の設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列举されたものの中から適切なものを選択し、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上し、令和4年3月11日付けにて変更契約の手続きを行い、令和4年3月23日に完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列举されたものの中から適切なものを選択し、その上で契約変更の許否を検討する。また、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	減額変更自体は当然行わなければならないものであるが、建設工事変更事務処理要領第2が、「設計変更は真にやむを得ないものに限」るとしていることからすれば、上記のような事実関係において、「その他確認困難な要因、誤測等やむを得ない場合」に該当するとしてよいかについては疑問がある。 上記事実関係によれば、他の変更理由「(3)設計図書の不具合によるもの」の「ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合」)には該当しうものと思われる。 変更契約の許否を検討するに際しては、設計変更が認められる場合として建設工事変更事務処理要領に列举されたものの中から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-31-A01-54-7号の設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列举されたものの中から適切なものを選択し、令和4年3月11日付けにて変更契約の手続きを行い、令和4年3月23日に完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列举されたものの中から適切なものを選択し、その上で契約変更の許否を検討する。また、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	上段の設計変更が許されるとしても、設計図書の内容が不正確であると、業者が受注時に工事の全容を正確に把握することができず、そのことが受注を検討するか否かの判断に影響を及ぼす可能性があることから、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に作成すべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-31-A01-54-7号の設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上し、令和4年3月11日付けにて変更契約の手続きを行い、令和4年3月23日に完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所
意見	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	河川施設管理業務専門職による巡視作業において異常箇所があった場合には、その内容を「スマートパトロールシステム」に記録し、その後、全面委託等により対応した場合には、その内容も記録することとした。	揖斐土木事務所
意見	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	他の土木事務所と同様に、水防資器材については、実際の発災時に利用可能かどうかも含め、見直しを行い、水防資器材を整理して保管するとともに、水防資器材の配置図や棚札を設置することが望ましい。	措置済	令和6年度	水防資器材の配置図や資器材の配置場所を分かりやすすよう札を設置した。	揖斐土木事務所
意見	第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	指名競争入札において、予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	予定価格と同額の入札理由は、「他に受注したい案件がある」「持ち業務量との兼ね合い」「技術者等の配置困難」ということであった。そのため、債務負担行為、フレックス工期制度等を活用することにより、更なる施工時期の平準化を図り、技術者の効率的配置ができるように発注業務を進めた。また、業務委託においては、一般競争入札(総合評価方式)による発注を、更に進めた。	美濃土木事務所
意見	第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	6 中濃農林事務所	予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	本案件に関する技術検査課の照会に対し、令和5年10月に中濃農林事務所としての意見を回答した。令和5年1月には技術検査課から方針(案)が提示され、今後は一般競争入札の対象の拡大を図るよう検討がすすめられる方針が示された。	中濃農林事務所
意見	第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	指名競争入札の予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	R5年度中に、予定価格と同額での入札が多い業者に対しアンケート調査を実施し、分析を行った。 同額入札の主な理由は「他に受注を狙いたい事業がある」ということであり、発注及び実施時期の平準化への期待が高いため、従来から配慮しているところであるが、より一層の平準化に努めた。 この結果、予定価格と同額の入札率は、4月から6月の第1四半期において、R5の50.0%からR6の19.3%へ減少した。	郡上土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	郡上市と岐阜県(郡上土木事務所)とのフォークリフトの利用にかかる契約であるから、当該契約上の第三者である除雪業務を受託した業者が、郡上市のフォークリフトを利用することは、「賃貸借単価契約第1条の2」で禁止されている無断転貸に該当することとなる。 そのため、「岐阜県(郡上土木事務所)と郡上市との間の賃貸借単価契約書」の第2条について、「指定された者」に対する転貸を許容する条項であると解するとしても、少なくとも、郡上市に対し、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者の「指定」(情報を伝えること)することが必要となる。 したがって、実情と異なるのであれば、契約書の条項を修正するべきであるし、少なくとも現行の契約内容に従えば、郡上市に対し、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者の「指定」(情報を伝えること)するべきである。	措置済	令和6年度	R5年度の契約書に、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者を追記した。	郡上土木事務所
意見	第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	6 郡上農林事務所	指名競争入札の予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	積極的な落札意思なしと評価されたことについて、令和6年7月に実施された岐阜県測量設計業協会による要望活動の際に意見交換を行った。今後は、個々の案件について一般競争入札の採用を検討しつつ、早期発注及び発注の分散に努める。	郡上農林事務所
意見	第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	6 可茂農林事務所	修繕の都度、現地権者から同意書を取得しなければならないという現在の運用は、現地権者が遠方にいる場合や何らかの理由で同意をすることができない場合に、修繕を速やかに行うことができない。そこで、あらかじめ「治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書」の中に、修繕が必要な場合には、土地を使用及び工作物を設置することについて承諾をする旨の規定を設けておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度から「治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書」に、修繕が必要な場合にも、土地の使用及び工作物の設置について承諾する旨の規定を設けた。	可茂農林事務所
意見	第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 所	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、多治見土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡まで、単に防災措置工事命令に関する履行勧告書の発出を繰り返すだけではなく、履行可能性がないと判断された場合には、遅滞なく、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい。 そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。 なお、直近においては、兵庫県と神戸市が共同して、砂防法に基づく「砂防指定地管理条例」(県所管)及び「宅地造成等規制法」(神戸市所管)に基づく許可を受けずに実施した違法盛土行為者に対して、令和4年10月26日より、行政代執行(土砂流出予防工事)に着手したという事例がある。	措置済	令和6年度	関係機関による情報共有会議を毎月開催し、新規案件の早期発見、情報共有に努めている。 また、同様な事案が発生した場合の適切な対応に資するよう、他県における参考事例について職員研修を実施した。 ※なお、当該箇所については、関係機関と連携し以下のとおりは正に向けた取組みを強化した。 1)現場監視の強化 直ちに崩壊する状況はないとの学識者の判定を受けたが、万が一の変状に備え、観測杭を用いて毎月計測中 2)産業廃棄物の撤去を排出事業者へ口頭及び文書にて指導 3)現在の土地所有者に対し、土地所有者の責任について口頭及び書面で通知	多治見土木事務所
					令和6年度	今後、同様な事案が発生した場合には、無許可盛土という違法行為に対し、必要と判断される場合には、遅滞なく、関係各機関と協議・情報共有を図ったうえで、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続きも検討を行っていく。 また、参考事例を施設管理課担当者会議や課長係長会議にて情報共有した。	砂防課
指摘	第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 所	行為者が砂防指定地内行為許可の条件に反した切り土等を実施した本県違反事案については、行為者による防災措置が進められているが、当初の行政指導から20年以上経過しても完了には至っていない。他の事案のように、当事者が死亡により存在しなくなることも考慮すれば、違法状態の是正を求める具体的な対処方法の計画を定め、関係機関が一致して早期の違法状態の是正をより強く求めていくべきである。	措置済	令和6年度	不適正案件に関する情報共有会議を毎月開催し、現場の状況や連携して違法状態の是正を図っていくための情報共有を行っている。 関係機関(県事務所、農林事務所、多治見市)と共同で会社側と面談を行い、早期の安全確保のため期限を定めた防災工事実施を指導した。	多治見土木事務所
					令和6年度	不適正案件に関する情報共有会議を毎月開催し、現場の状況や連携して違法状態の是正を図っていくための情報共有を行っている。 関係機関(県事務所、農林事務所、多治見市)と共同で会社側と面談を行い、是正完了までの工程表を提出させるとともに、災害防止の観点で特に優先度の高い調整池排水施設について、早期に完成させるよう期限(R6.12月末)を定めて指導を行った。	砂防課
意見	第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	負担金の問題があるにしても、岐阜県八山系砂防総合整備計画の個別計画、東濃山系砂防総合整備計画記載の危険性に対応の重要性からして、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。	措置済	令和6年度	恵那土木事務所において砂防事業説明会を令和5年11月に開催し、対象となる方々から理解を得られるよう丁寧に説明しました。また、必要に応じて個別でも説明を行い、事業を進めることに理解を得た。	恵那土木事務所
意見	第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	河川巡視結果や対応状況をスマートパトロールシステムに記録することにより、土木事務所内並びに河川課との共有を行い、河川の維持管理の精度向上に努めている。 今後も河川巡視実施毎に、対応状況をスマートパトロールシステムに記録することとしている。	恵那土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・罰則規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、恵那土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡まで単に行政指導を繰り返すだけでなく、遅滞なく、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行等を視野に入れた行政処分を行うのが望ましい。そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。	措置済	令和6年度	今後、同様な事案が生じた場合には、遅滞なく関係各機関と密に協議・情報共有を図り、行政処分を行う。 また、参考事例を施設管理課担当学会議にて情報共有を実施した。	恵那土木事務所 砂防課
指摘	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	飛騨県事務所においては、土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことや、支部の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。	措置済	令和6年度	ご指摘の通り、「岐阜県災害対策本部飛騨支部計画」を改正した。	飛騨県事務所
意見	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	飛騨総合庁舎の防災備蓄倉庫内には、岐阜県防災資機材運用要綱に従った扱いとなる防災資機材と、岐阜県会計規則に従った防災資機材が混在する状況となっている。今後、発災時にいずれの物品であるかで、運用のルールに差が生じるため、適切な事務運用が行えなくなる可能性がある。 飛騨県事務所においては、取扱いの混乱が生じないように、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を岐阜県防災資機材運用要綱の別表に反映するのが望ましい。	措置済	令和6年度	ご意見の通り、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表を整理し、発災時の体制を整えた。	飛騨県事務所
						専門家の意見を踏まえ、令和5年11月1日付で「岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱」を改正し、防災資器材の目的や数量を明確にした。	防災課
意見	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	防災資機材の数は多数に上る為、通常の業務に支障となるような頻度での点検も、担当職員に対する過度の負担をもたらしかねない為、物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	ご意見の要綱は防災資機材の管理を定める「県防災資機材運用要綱」(現:岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱)であり、当該要綱を改正、年1回、現物実査と併せて、防災資機材等の作動、数量、使用期限等の点検を行う。(参考:要綱の所管は防災課です)	飛騨県事務所
意見	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5 高山土木事務所	指名競争入札の予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	入札結果において落札業者以外の大半の業者が入札辞退ではなく予定価格と同額(100%入札)での入札が続いた場合には、業者に対する聞き取り等を行って理由を分析し、その後実施する積算価格の確認や、入札時期の変更等について検討している。	高山土木事務所
指摘	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5 高山土木事務所	売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。 この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。	措置済	令和6年度	事業予定箇所に対象地があれば優先して事業に先立ち処理の可否について調査・検討している。	高山土木事務所
意見	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5 高山土木事務所	ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから保管が必要であるものの、多くの場所を取ることで、保管場所が確保できなくなる。 ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和6年度	現在保管場所は確保できておりただちに保管場所に支障をきたすことはないが、業務終了から5年後の時点で保存期間の延長の要否を検討している。	高山土木事務所
指摘	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6 古川土木事務所	飛騨県事務所において支部機能を移転する必要が生じた際に、土砂災害警戒情報の発表などを踏まえた、適切な支部機能の移転を判断すべく、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことや、活動場所の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。	措置済	令和6年度	ご指摘の通り、「岐阜県災害対策本部飛騨支部計画」を改正した。	飛騨県事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6 古川土木事務所	事実関係③に記載したとおり、古川土木事務所は、設計変更の理由として、委託事務変更事務処理要領第4(1)発注後に発生した外的条件によるもの(イ)他事業との関連による場合、委託業務変更事務処理要領第4(1)発注後に発生した外的条件によるもの(カ)その他やむを得ない外的条件による場合、を挙げる。しかし、本件で当初計画対象とされた箇所が他事業の対象となっていたのは過去のことであり、上記委託事務変更事務処理要領第4(1)発注後に発生した外的条件によるもの(イ)他事業との関連による場合には該当しない。また、過去に事業対象となっていたことについては、「発注後に発生した」外的条件ではないし、事前の調査によって容易に判明することであり、(カ)その他やむを得ない外的条件による場合にも該当するとは思われない。 該当するとすれば、(4)本庁主務課との協議により、要領第2に規定する「設計変更の考え方」に則り、設計変更することが真にやむを得ないと認められるものであろう。それとて、予測できない事態により、設計変更が真にやむを得ない場合にのみ認められるものであり、本件に該当するかは疑問である。 本件のような事態が生じないように、当初計画段階で、計画の対象とする箇所が過去の補助金交付事業による工事対象箇所も含め、現地が人工斜面であるか否か、きちんと調査して設計に臨むべきである。	措置済	令和6年度	計画段階で、他事業等で実施した対策施設の有無について、現地確認及び施設台帳システム(GIS)にて事前に調査、確認することとし、発注時の設計書にチェックリストを添付するように措置を講じた。	古川土木事務所
指摘	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6 古川土木事務所	業者に修理を求めるか否かについて、明確な運用マニュアル等は存在しない。担当者に確認したところ、機械のき損について業者からの連絡がなかった場合には修理代金を請求した事業もあるとのことであったが、大半は県が修繕を行っているとのことである。 県有資産のき損については、毅然とした態度で臨むべきであり、き損の原因をきちんと調査して、業者に過失がある場合には、業者に修理費用を請求すべきである。そのために、どのような場合に損害賠償を請求するのか、マニュアル等を作成し、請求の基準を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	除雪機械無償貸与仕様書第7条の規定に従い処理している。 除雪機械無償貸与仕様書第7条 乙は機械を亡失し、またはき損したときに直ちに甲の指示を受けなければならない。 2 乙は、前項の亡失またはき損が自己の責に帰すべき事由によるときは甲の指示に従い、すみやかに機械を修理または代品を納め、もしくはその損害を賠償しなければならない。 3 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補填については、甲乙協議して決定するものとする。 (甲:岐阜県 乙:委託業者)	古川土木事務所
意見	第2 清流の国推進部の事業	2「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組	進捗管理が、代表する事業のみとなるのか、個々の事業ごとになっているのかの差は、危機管理政策課からの問い合わせに対する、部の回答によって異なっていると思われるが、より実効性を上げるべき事業については、事業の細目ごとに進捗を管理することが望ましい。 特に同じ施策項目については、部ごとで、代表的な事業のみで管理するのか、個々の事業ごとに管理するのかで、異なる進捗管理となることは、進捗管理の在り方として不整合になりやすいと考える。 そもそもの事業目標の設定の意義に立ち返り、代表的な事業のみで管理を行うのか、細分化した事業で進捗管理を行うべきかどうかを検討した上で、担当課の意見も確認した上で指標を管理する事業の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県強靱化計画をどの事業や指標で進捗管理すべきかアクションプラン2022や同2023を策定する時点で見直しを行っており、加えて、令和5年11月に、これまでの進捗状況を担当部局や清流の国さふ防災・減災センター有識者に共有した。今後も、アクションプラン策定など通じて適正な目標管理を実施。	危機管理政策課
意見	第3 健康福祉部の事業	5「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業	所管課が把握する岐阜県の事業名称が、実際の実績報告書と異なることで事務処理上の混乱を招きかねない。実績報告書の記載を、国の補助金の名称で行うのであれば、県の補助金の名称も付記するなど名称の管理の行いやすい実績報告書にするのが望ましい。	措置済	令和6年度	県の補助金交付要綱上の事業名に修正した。	地域福祉課
意見	第3 健康福祉部の事業	5「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業	研修の開催回数を前提とするより、実際の受講人数が重要であると考ええる。発災時の対応として本来あるべき人数を想定した上で、それらの目標に達成するための受講人数を目標値に設定することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度のアクションプランより、研修受講人数を目標値として設定した。	地域福祉課
意見	第4 教育委員会の事業	5「命を守る」防災教育推進事業	防災訓練の実施そのものは、防災の効果を高めるためにも重要であり、指標とすること自体には誤りはないが、各事業の効果を判断する指標としては、上記の各事業を行っても防災訓練の実施率上昇に寄与する関連性が乏しいとも考えられる。 必ずしも指標は一つしか設定できないわけではないことからしても、行っている事業の実施によって目指すべき目標を設定し、効果を測ることが可能な指標の設定を検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	第4次岐阜県教育振興基本計画における施策「19 子どもの安全・安心を守る教育の充実」において、命を守る訓練に加え、必要な知識や技能、見方や考え方を養うため、以下の指標を設定した。 - 異なる危険を想定した命を守る訓練を年間3回以上実施した学校の割合 目標:100%(2028年度) - 外部の専門家や関係機関等を招へいし安全教育を実施した学校の割合 目標:100%(2028年度)	学校安全課
						『命を守る』防災教育推進事業は令和4年度をもって終了した。今後同様の事業を実施する際は、十分な検討を行った上で指標を設定していく。	義務教育課

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業】

指摘 ……違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見 ……違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

記載項	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
88	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	「30日以内」の基準は現代に合わなくなっていると思われる。規程の合理性を確認し、貸出期間の見直しを検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	比較的堅牢な作品の場合、長期展示されることが多くみられるようになってきたが、岐阜県美術館同等の他館の状況も当館と同様、30日から40日となっている。なお、展示環境の改善により、実態に即して緩やかな規制となった文化庁が定める「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」でも、重要かつ脆弱な美術品およびその分野については変更がないことから、貸出期間の見直しは行わない。 また、「重要かつ脆弱な美術品およびその分野」の借用にあたる現在準備中のルドン・芳翠展でも、皇居三の丸、群馬近美、アーティゾン、上原、大山崎等、いずれからも最も厳しい貸出条件での借用となっている。	美術館
100	指摘	第1 岐阜県美術館	6 債権・契約	行政財産の目的外使用許可にかかる使用料(地方自治法第 225 条。非強制徴収公債権)について、督促をした後相当の期間(1年程度)を経過していると考えられるため、提訴等の措置を執るか検討すべきである。	措置済	令和6年度	不納欠損とした。	美術館
114	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	3 指定管理者との経費分担	現代陶芸美術館の管理経費の契約主体は指定管理者であるため、現代陶芸美術館の経費負担は、セラミックパークMINOの指定管理者を信頼したものとされており、経費削減努力が働きにくい。現状の制度が機能していないのであれば、経費の削減額の一定割合を指定管理者に還元するなど別の制度設計を検討すべきである。	措置済	令和6年度	余剰金が発生した際には、指定管理者の経費削減努力を促す制度設計となっている。また、余剰金の発生のためには、収益改善や経費削減に向けた努力が不可欠となる。したがって、現状において、余剰金の発生の有無に関わらず、経費削減努力が働く制度となっていることから、検討の結果、余剰金が発生しないことを前提とした別の制度設計までは必要ないと判断する。	地域産業課
144	指摘	第3 セラミックパークMINO	10 設置目的とランドデザイン	単年度収支をみても、県と3市の負担金収入がなければ施設運営は成り立たないため、収支状況を改善させるため、まずは複合的な設置目的と、その目的達成のための評価軸を整理し、明確化すべきである。	措置済	令和6年度	複合的な設置目的に対応したものとよう、評価軸として、貸館の「稼働率」に加え、その「使用目的」も取り入れ、昨年度の評価員会議において、これら評価軸に基づく評価・検証を行った。	地域産業課
176	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	文化伝承課及び図書館は、同名モノユメントの権利関係(著作権を含む。)に関する情報・取扱いを共有した上で、日常管理の方法等につき協議を行い、職員の異動に伴う業務引継ぎも含めて円滑に行えるよう、その協議結果を文書化して保管すべきである。	措置済	令和6年度	モノユメントの権利関係に関する調査、日常管理の方法等についての協議を行い、結果を文書化した。	図書館 文化伝承課
195	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	3 利用者の管理	優待券の使用について条例に沿った運用に見直し、減免措置の対象については、申請書等の書類を作成すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度に検討を行い、令和6年度より優待券の使用を取り止め、条例に従って減免申請書を提出することとした。	高山陣屋
196	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	3 利用者の管理	①条例の文言「公益その他特別の理由があると認めるとき」に、観光目的などを優待券を付与する場合についても条例上の減免事由として加えるのか ②岐阜県高山陣屋入場料取扱要綱第3条1項において、優待券の付与が「公益その他特別の理由であると認めるとき」に該当する条件を明示して、(10)「前各号に準ずる者で、所長が特に必要と認める者」の前に、新たな号を設けることを検討すべきである。	措置済	令和6年度	高山陣屋入場料取扱要綱の一部を改正した。	高山陣屋
197	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	物品の受け入れについて適切に管理し、備品としての登録を行うなどし、寄附物品については寄附申込書を作成するなどの手続きに従って受入れを行うべきである。	措置済	令和6年度	包括外部監査時点以降は寄附物品の受入れがないが、今後寄附案件が発生した場合は、定められた様式により手続きを行い物品を受入れる。	高山陣屋

記載項	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
198	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	岐阜県会計規則に定める寄附採納手続及び物品登録をすべきである。	措置済	令和6年度	包括外部監査時点以降は寄付物品の受入れがないが、今後寄付案件が発生した場合は、定められた様式により手続きを行い受入れすることにする。	高山陣屋
199	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	借入物品については、賃貸借契約書を作成するなど借入の根拠となる契約書を作成し、賃借料の支払いの根拠を明確にすべきである。 また、借入の際に賃借料を支払う場合と優待券による対応をする場合とでの差について、その判断基準を明確化すべきである。	措置済	令和6年度	今後、新規借入れが発生した場合は契約書による手続きを行うことにし、令和6年度から優待券による対応を取り止めた。	高山陣屋
271	指摘	第9 歴史資料館	3 行政資料(公文書)・歴史文書(古文書)の保管・管理	「収蔵庫内に段積みされている歴史資料」が書架70台分(995箱×1.05÷15箱)、「旧大会議室から3階収蔵庫に移動させる教育史資料」が書架23台分、「収蔵庫外で仮置き状態にある歴史資料等」が書架25台分ある現状では、「資料がき損若しくは汚損又は亡失することがないよう必要な措置」を講じているとはいえない。「歴史資料館の収蔵力増強について」(令和2年8月)の具体的計画や工程について、県庁舎移転に伴う不用備品の種類・数量も考慮に入れ、速やかに検討すべきである。	措置済	令和6年度	・令和6年度は、書架31台を12月末までに設置する。令和6年度までに書架計72台の整備を終え、収蔵庫内に段積みされている状態は解消する。	歴史資料館
								法務・情報公開課
291	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	今後は、業務の根幹にかかわる重要な部分・業務内容については、一部委託ができない業務又は制約がされる業務として、予め事業者募集要項に具体的に記載して前提情報の共有を図り、これにより、提案者の費用積算や企画提案内容の向上を図るとともに、企画提案内容に関する評価や協定書締結協議の事務負担の軽減を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	募集要項に再委託についてはあくまで「業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、県と協議のうえ業務の一部を委託することができる」と定めており、業務の根幹については委託されないのが原則である。また、県の承認手続において、再委託しようとする業務について、その規模や態様により個別に再委託の可否を判断することとなる。 これらから判断して、令和6年度公募プロポーザルにおいて、前回同様の募集手続きを行った。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
291	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	岐阜関ヶ原古戦場記念館は、現状の提携・支援状況等の詳細を聴取・把握した上で、今後のレストラン及びカフェの運営方法・組織体制等の見直し・整理を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	別館レストラン運営事業者に、他の事業者との関係性を確認した結果、グループ会社との指摘があった事業者は、パン等一部の商品仕入先に過ぎず、事業運営の提携や支援を行っている事業者ではないことが判明した。 そのため、レストラン及びカフェの事業運営方法や組織体制の見直しは要しないと判断した。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
349	指摘	第13 飛騨・世界生活文化センター	4 物品管理	単なる無償寄託と捉えた場合、寄託者は、県の施設を倉庫として使用している状況にある。したがって、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続等を検討すべきである。	措置済	令和6年度	寄託された絵画について、白川村が保存すべき絵画と処分すべき絵画の仕分け作業を進め、白川村役場建替時に県から白川村へ返却することとした。	文化創造課
421	指摘	第2 岐阜県百年公園	7 指定管理者	自主事業として実施している体験事業について、実験段階であったとしても、利用者にとっては体験できることに変わりがなく、当該事業で考えられるリスク(他の公園利用者に対する影響等)は存在する。したがって、当該事業が実験段階であっても、当該事業を実施する場合には、指定管理者と株式会社冒険の森との間で留意事項等も含めた契約を締結すべきである。	措置済	令和6年度	すでに当該事業は停止済。	都市公園課
433	意見	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	アフターコロナ社会の公園利用促進として、茶室の活用方法について、他部局、文化伝承課及び文化創造課と連携しながら、県民に広く周知させ茶室の目的に従った利用を促進することが望ましい。	措置済	令和6年度	茶室での茶器の常設展示に加え、園内の展示エリアを活用し、茶器や茶道具の展示を行うほか、野点など来場者に向けたイベントも開催することで、茶室などの利用促進につなげた。	都市公園課
448	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	公有財産台帳を閲覧したところ、一部建物が台帳に反映されていない。建物を登記すべきである。	措置済	令和6年度	固定資産台帳にて「インフラ資産」とされるものについては、公有財産台帳への登録が不要である。一方で建築物は火災保険の関係から公有財産台帳に登録が必要となっている。指摘のあった施設は「インフラ資産」であり、これを踏まえ、以下のように対応した。(財産管理所管課に確認済) ・里山カフェ・テラスは、公有財産台帳を整備済み。 ・足湯施設、屋根付き広場は、工作物であることから、公有財産台帳の整備は不要。 ・屋根付き広場隣接トイレは、建築物であることから、公有財産台帳を整備した。	都市公園課

記載項	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
450	意見	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	防犯カメラの映像の取扱いに関する規程を作成することが望ましい。	措置済	令和6年度	防犯カメラの管理基準・取り扱い・運営要領について作成済み。	都市公園課
481	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクアトぎふ)	4 指定管理者	設置許可申請を行った施設に係る業務は、指定管理業務ではなく、自主事業にあたる と解される。 したがって、「簡易屋台 うし若丸」及び「自動販売機コーナー」については、自主事業に該当するか、再度、検討すべきである	措置済	令和6年度	「簡易屋台 うし若丸」及び「自動販売機コーナー」の設置は指定管理業務であるため、 今後は設置許可手続きを行わない。	都市公園課
483	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクアトぎふ)	4 指定管理者	岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに従い、指定管理者に対し、再委託の申請を させるとともに、指定管理者監査資料に再委託先の記載を正確に反映するように指導 すべきである。	措置済	令和6年度	基本協定書は、現行の岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン制定前に締結しており、 当時のガイドラインには県への再委託申請が定められていなかった。現行のガイドラインに 沿った対応となるよう指定管理者と協議し、今後は再委託申請を実施してもらうこととした。	都市公園課
486	意見	第6 世界淡水魚園水族館(アクアトぎふ)	7 グランドデザイン	多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することで、今後さらに世界淡水魚水族館を 魅力的な施設とするためだけでなく、他の県有施設とのシナジーによる県有施設全体の活 性化のためにも、岐阜県博物館などの他の文化施設との連携事業を検討することが望ま しい。	措置済	令和6年度	令和4年度から、「ぎふ森林づくりサポートセンター」の協力により、ぎふの木のおも ちゃに親しむイベントを毎年開催している。また令和5年度は、岐阜県博物館とのコ ラボワークショップを開催した。今後も他の県有施設との連携事業を進めていく。	都市公園課
495	指摘	第7 各務原公園	6 施設管理	都市公園台帳において、「建築物」として記載されている「東屋－1～東屋－7」及び「物 置」を、公有財産台帳に登録すべきである。	措置済	令和6年度	・インフラ資産は、公有財産台帳への登録が不要のため、工作物である東屋は登録不要 である。 ・物置は基礎がないものであるため、物品として物品台帳に登録した。	都市公園課
499	意見	第7 各務原公園	8 指定管理者	幼児用ラジコンバッテリーカーなどの利用者数が多い自主事業については、指定期間 終了後(指定管理者が交替した後)に、自主事業における好事例として掲載などするこ とが望ましい。成功している事業については、指定期間終了後(指定管理者が交替した 後)も、継続することが望ましいからである。	措置済	令和6年度	次期指定管理者の公募説明会などの機を捉えて、好事例として説明し継続することと した。	都市公園課
521	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター (長良川球技メドウを含む。)	8 公益財団法人岐阜県ス ポーツ協会	岐阜指定管理者が保有する文書は公文書であり、当該公の施設を所管する長が実施機 関となるが、岐阜県公文書規程と岐阜県公文書規程と公益財団法人岐阜県スポーツ協 会文書規程との間に相違点があると、文書管理において混乱が生じやすくなる。その ため、公益財団法人岐阜県スポーツ協会文書規程を岐阜県公文書規程に準じた規程 に整備すべきである。	措置済	令和6年度	公益財団法人岐阜県スポーツ協会文書規程の見直しを行い、県有施設指定管理業務 において取扱う文書については岐阜県公文書規程に準ずる旨、改定済み。	地域スポーツ課
572	意見	第6 管財課	4 借地(駐車場等)と購入	当初は、長期間の土地利用を想定していないことから、借地が経済的に合理的である としても、長期の土地利用が必要となることがある。そのため、定期的に借地の購入を 検討する仕組みを設けることが望ましい。例えば、説明会などにおいて、注意喚起をす ることなどが考えられる。	措置済	令和6年度	岐阜県公有財産関係例規集の「公有財産事務の概要」の中に、借受財産の買入れ検討 に関する項目を盛り込んだ。	管財課
573	意見	第6 管財課	5 行政財産の目的外使用 許可	行政財産の目的内使用か目的外使用かの判断は、各担当課にゆだねられており、統一 的な運用が保ちにくい状態である。 ①岐阜県指定管理者運用ガイドラインや、②「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務 処理要領」の「3 許可の扱いとしないもの(許可の対象外)」において、行政財産の目 的外使用許可を要しない事例についての例示や考え方の記載を充実させるなどして、 基準を示すことが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領の中に、許可を要しない事例を追加 した。	管財課

記載項	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
580	意見	第6 管財課	13 自主事業	監査人は、自主事業と呼ばれる事業について、管理行為に属する事業から明確に外すのであれば、利用者としての施設使用許可、行政財産の目的外使用許可、都市公園法上の許可（設置許可、占有許可等）などを得る必要があるのではないかと考えているが、明確な公的見解はない。 今後、自主事業と呼ばれる事業について、管理行為に属する事業から明確に外すのであれば、利用者としての施設使用許可、行政財産の目的外使用許可、都市公園法上の許可（設置許可、占有許可等）を必要とするかどうか、検討することが望ましい。検討の結果、不要とするのであれば、その理由を整理しておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	自主事業については、指定管理者制度事務関係取扱要領P5において以前から整理済みであったが、ガイドラインについても令和6年4月1日で改正し、取扱要領と同様の内容をP11に記載した。	管財課
584	意見	第7 出納管理課	5 現物実査	現物実査が毎年実施されるものであること、多数の職員が相当日数をかけている現状からすれば、長期的視点から現物実査の合理化を図ることが望ましい。例えば、バーコード方式であれば、多額の初期費用を要するものの、将来的にわたる人的コストを考慮すれば、コストダウンも見込むことができると思われるため、検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年6月から機械的手法による検査としてQRコードを用いた現物実査の導入を開始した。QRコードを印字した物品整理票を各所属に配布し、QRコードリーダーで読み取ることで、物品の有無について自動的に突合される仕組みを構築した。	出納管理課

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の住宅に関する事業】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

記載頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
176	指摘	住宅監理員	【住宅監理員の規則等】 住宅監理員の職務権限及び範囲等を明確にするため、住宅課は、その基本的な部分につき規則などを制定すべきである。また、子細な事項については、住宅供給公社(住宅監理員は住宅供給公社職員から選任される。)が、要領等によって定めるべきである。	措置済	令和6年度	住宅監理員については、公営住宅法第33条及び県営住宅条例第46条に職務権限等を定めている。 さらに住宅監理員の職務内容を明らかにしておくため、「県営住宅管理人事務要領」を改正して、住宅監理員の職務内容を追加する。	住宅課
178	指摘	住宅管理人による個人情報の管理	【入居者台帳の取扱要領等】 入居者台帳には、本人及び第三者の個人情報が多数記載されているため、必要な措置として、その利用・保管・破棄等に関して、明確に定めた要領等の整備を進め、適正な取扱を徹底すべきである。	措置済	令和6年度	住宅管理人に貸与する入居者台帳の取扱要領を定める。	住宅課
179	指摘	住宅管理人による個人情報の管理	【入居者台帳の新管理人への引継】 住宅管理人交代等の場合には、新旧住宅管理人間で直接入居者情報を引き継ぐのではなく、いったん住宅課や住宅供給公社が、旧住宅管理人より入居者台帳を受け取り、その情報内容等を確認の上、新住宅管理人へ提供する方法によるべきである。	措置済	令和6年度	住宅管理人に貸与する入居者台帳の取扱要領を定め、住宅管理人交代の際は、一旦、県住宅供給公社へ入居者台帳を返却させたうえで、公社から新たな住宅管理人へ貸与することとする。	住宅課
188	指摘	高額所得者	【高額所得者に係る明渡請求取扱内規の誤記】 高額所得者に係る明渡請求取扱内規第8条中の明らかな誤記につき、「第4条」は「第5条」と、「第6条」は「第7条」と正すべきである。	措置済	令和6年度	内規の誤記を修正した。	住宅課
189	指摘	高額所得者	【必要書類の添付】 岐阜県県営住宅条例第26条第3項第4号に対応する必要書類の添付として、「その他特別の事情を疎明する各種書類」等、高額所得者に係る明渡請求取扱内規第7条第2項第4号を設けるべきである。	措置済	令和6年度	内規を改正し、明渡請求を受けた高額所得者が当該明渡請求の延長を申請する場合の必要書類に「その他特別の事情を証する書類」を追加した。	住宅課
194	意見	暴力団排除条項	【県営住宅の暴力団員への対応に関する要領における規定事項の条例化】 既存入居者が暴力団員に該当する場合は、岐阜県県営住宅条例第29条第1項第10号に定める明渡請求事由に該当し、同条第4項の規定に基づき、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する金額までの範囲で、家賃ではなく家賃相当損害金を請求することになる。 したがって、近傍同種の住宅の家賃と決定する要領の記載が現実の取扱に即していないため、要領を改正し、適正な取扱いを定めることが望ましい。	措置済	令和6年度	要領を改正し、暴力団員を辞めるよう指導しても従わない者に対しては、最高額の家賃を課すのではなく、明渡請求により退去を求めていく方針に改めた。	住宅課
205	指摘	契約の解除(使用許可取消)	【許可取消の条例、要綱、契約書の文言統一】 当該規定を削除するか、駐車場を使用する入居者が、条例上の使用許可取消と私法上の契約解除に齟齬が生じていると誤認しないよう、上位法の要請の範疇でその具体を定めた規定があることが分かるような文言に修正すべきである。 また、条例、要綱及び契約書に列記される解除事由について、駐車場を使用する入居者が理解しやすいように、記載順番や文言の内容を可能な限り統一すべきである。	措置済	令和6年度	事務取扱要綱(契約書様式を含む)を改正し、文言や記載順などについて、条例の記述との整合性を確保した。	住宅課

214	意見	弁護士による債権回収	【入居中の滞納者等に対する債権回収と弁護士委託】 継続的に発生する賃料債権は早期対応が重要である。入居中の滞納者や、退去滞納者のうち滞納繰越に至っていない者についても、弁護士による催告書の送付などを検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	県営住宅に入居している者の多くは低所得者の住宅確保要配慮者であり、県営住宅は住宅セーフティネットとしての機能も担っている。滞納発生には様々な事情があり、入居者ごとの事情に即してケースバイケースで対応していく必要があるほか、滞納発生初期段階から、細やか、かつ、臨機応変な納付指導が必要であることから、引き続き県や住宅供給公社において対応していく。 また、少額な滞納家賃については、債権回収を弁護士に委託すると費用対効果が期待できない場合もあるため、引き続き退去滞納者のうち困難事案を中心に費用対効果も勘案しながら外部委託を行っていく。	住宅課
215	意見	弁護士による債権回収	【法的措置及び債権放棄等に関する弁護士委託】 催告を委託する弁護士との業務委託仕様書を作成するにあたり、訴訟等の法的手続も含めることを検討するのが望ましい。また、徴収停止や債権放棄をするための報告書を作成させることが望ましい。	措置済	令和6年度	県営住宅に入居している者は低所得者であるため、過年度の滞納家賃ほど債権回収が困難に陥る傾向にある。 このため、退去滞納者のうち困難事案を中心に弁護士名による納付指導等を単価契約により法律事務所へ委託している。 また、入居者に対する訴訟等の法的手続については、上記とは別に弁護士と毎年度単価契約を締結しており、必要に応じて弁護士を活用する体制を整えている。	住宅課
218	意見	延滞金(遅延損害金)の調定	【延滞金(遅延損害金)の調定】 遅延損害金は、一律、事後調定とするのではなく、元本のみ完済して、遅延損害金が残った場合など、調定することが可能な場合は、遅延損害金についても、事後調定ではなく、納入通知の前に調定することが望ましい。	措置済	令和6年度	県営住宅に入居している者は低所得者であり、さらに滞納者のほとんどは債務解消する資力に乏しい実態がある。このため、滞納家賃の元本返済を最優先させており、延滞金まで完納させることが困難な場合が多い。 延滞金については納付させることを目的とした性質の債権ではなく、県営住宅入居者全体を対象に家賃の期限内納付の勧奨及び滞納抑止効果の波及を目的に請求権を行使しているものであるため、家賃のように必ず回収しなければならない債権とは性質が異なる。 このため、事前調定をしていては、上記のような債権の性質の違いに着目しない、形式的な収入未済金額の膨張をいたずらに招くこととなるため、延滞金請求から納付までの間は、財務会計システムに代わり個別システムにより債権管理している。	住宅課
220	指摘	不能欠損	【債権放棄に基づく不納欠損】 住宅課は、岐阜県私債権の管理に関する条例及び岐阜県会計規則に従い、債権放棄及び不納欠損の手続をとるべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度は継続的な納付指導に努め、消滅時効が完成し、かつ、債務者からその援用があった5件5,454千円について不納欠損処理を行った。 今後も粘り強く納付指導に取り組み、債権放棄事案が発生しないよう債権管理に努めていく。	住宅課
221	指摘	不能欠損	【県営住宅使用料の不納欠損処分取扱基準第4条】 岐阜県私債権の管理に関する条例を踏まえて改正された会計規則の要件を前提に、取扱基準に定める要件を改正すべきである。	措置済	令和6年度	令和2年に岐阜県私債権の管理に関する条例が制定されているため、県営住宅使用料の不納欠損処分取扱基準を廃止した。	住宅課
224	指摘	家賃相当損害金の把握	【家賃相当損害金の把握】 通常家賃と家賃相当損害金を調定するにあたり、明渡請求をした日の翌日からは、当該対象者に係る家賃相当損害金を県営住宅使用料とは異なる歳入科目として調定するか、歳入内訳等を作成し、通常家賃と損害金を明確に区別する等の方法により、各々の金額を明確に把握すべきである。	措置済	令和6年度	家賃相当損害金は、県営住宅を使用しているという実態において家賃と歳入科目を異にする積極的理由に乏しいため、引き続き使用料として調定・収納する。ただし、別途、簿冊等を作成し、契約解除者(家賃相当損害金徴収対象者)について把握することとした。	住宅課
225	意見	家賃相当損害金の把握	【損害賠償額の予定】 判決が確定した場合や、強制執行を実施したが退去していない場合など一定の段階までに至った場合は、家賃同額ではなく、条例に規定するとおり、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する金額を請求することが望ましい。	措置済	令和6年度	明渡請求を受けた者に対して条例は「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる」と規定している。 しかし、通常の家賃額を滞納して明渡請求(契約解除)にまで至った者に対し、2倍の金額を請求しても退去を早める実効性が乏しいため、一律に2倍の家賃相当額を請求するのではなく、歳入確保との両睨みで事案ごとに判断していく。	住宅課
226	指摘	①個人メーター方式	【水道料金の滞納と求償債権】 水道契約は、各市町村給水条例等に従うほかないから、給水装置の所有者として滞納分を支払う場合には、求償債権として債権管理すべきである。	措置済	令和6年度	入居者による水道料金の滞納額を県が肩代わりして支払うことは想定していないため、県から入居者への求償権は発生しない。	住宅課

226	意見	①個人メーター方式	【連帯保証債務の範囲拡大】 入居者の死亡や失踪等により債権回収が困難となる場合も想定されるから、かかる場合に備えて、連帯保証人に提出を求める条例施行規則規定の様式の宛名に住宅供給公社を加えるなどの改正や、住宅供給公社が連帯保証人と水道料金に関する保証契約を別途締結するなどの工夫をして、滞納水道料金(求償債権)を連帯保証人から回収できるよう検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課
227	意見	②集合メーター方式	【集合メーター方式における水道料金徴収方法】 自治会等を管理人と定めている住宅の水道料金について、住宅課と住宅供給公社は、自治会が管理人を選任できない場合に備えて、検討を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	生活に伴って発生する光熱水費は、入居者が契約したサービス提供者へ直接支払う私費であり、たとえ自治会が水道料金を入居者から集金し一括して支払っていたとしても、私費である限り、県(又は県住宅供給公社)が取り扱うことはできない。 生活に伴って発生する光熱水費は、入居者が契約したサービス提供者へ直接支払う私費であり、たとえ自治会が水道料金を入居者から集金し一括して支払っていたとしても、私費である限り、県(又は県住宅供給公社)が取り扱うことはできない。 なお、県営住宅の住宅管理人は、公社が入居者の中から適任者を選んで委嘱しているのであって、自治会の役員ではないため、住宅管理人に水道料金を取り扱わせることはできない。	住宅課 住宅供給公社
230	指摘	明渡請求(賃貸借契約解除)の撤回	【明渡請求を撤回する旨の意思表示の書面化】 令和2年度以前に明渡請求(賃貸借契約解除)の対象となったが、その後撤回事由に該当することとなり、かつ入居継続の意思が確認できる者については、その旨及び明渡請求を撤回するとの県の意思表示を、書面交付により、明確に行うべきである。	措置済	令和6年度	明渡請求を撤回する場合は、書面交付を行うこととした。	住宅課
230	指摘	明渡請求(賃貸借契約解除)の撤回	【明渡請求を撤回する旨の意思表示の書式作成】 強制執行における一時猶予と、明渡請求の撤回を明確化するためにも、県営住宅家賃等滞納整理実施要領第9条第1項に定める「明渡請求の撤回」を、同第19条に基づく書式と区別して、別途、第9条第1項に基づき作成すべきである。	措置済	令和6年度	撤回の通知の様式を定めた。	住宅課
232	指摘	明渡請求等訴訟、強制執行	【強制執行、強制執行の猶予】 令和2年度以前に、明渡請求の判決が確定した者、明渡強制執行までに至った者については、「入居者等が生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護決定を現に受けている場合その他当該入居者等が特に住宅に困窮している客観的事実があり引き続き県営住宅に入居することが適切と認められる場合」に該当するかを確認した上で、県営住宅家賃等滞納整理実施要領第14条に基づく強制執行の手続を取るか、同第18条に基づく強制執行(第14条)の猶予の手続を取るべきである。	措置済	令和6年度	県営住宅は、住宅確保困難者に対する住宅セーフティネットの中心的な役割を担っていることから、生活保護受給者など、引き続き入居することが適切と認められる者については、退去を求める強制執行を猶予している。	住宅課
235	意見	共有スペースの管理	【共用スペースの管理についての役割分担】 入居者の高齢化や入居率の低下により、共用スペースの管理に行き届いていない部分が生じている。この点、県営住宅の所有者は県であり、その財産管理を適切に行う必要があることから、入居者による対応が困難となっている部分については、県による管理を検討し、役割分担の見直しを行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	共有スペースの管理は住民自治の範疇で行われており、入居者自身での管理が困難場合は、(外部)委託するなどの方法を検討するよう自治会等へ助言している。	住宅課
236	意見	団地内清掃と出不足料	【団地内清掃と出不足料】 県は、当該出不足料の性質について自治会と協議するなどにより特定し、その結果、当該出不足料が共益費に分類された場合は、自治会に対し、出不足料を共同施設の管理のために使うよう求めることが望ましい。	措置済	令和6年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づき取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
242	指摘	敷金と敷金運用基金	【敷金運用基金の使用】 運用益について、入居者の意見を聞くなどして、入居者の共同の利便のために使用すべきである。	措置済	令和6年度	今後、入居者の共同の利便のために運用益を使用していくにあたっては、集約化事業の過程において実施した入居者アンケートや住民説明会で寄せられた様々な意見も参考とする。	住宅課

254	意見	生活困窮者救済の観点 (県営住宅の有効性)からの考察	【集約化事業における収益性等の判断要素】 集約化事業を行うにあたり、どの住宅を集約化するのか判断するための要素として、修繕費及び減価償却費を含めた各県営住宅の損益等採算性についても、考慮要素として検討することが望ましい。また、公営住宅という公営事業の観点からは、有効性の検討のため、各市町村における生活保護世帯数も、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	公営住宅は住宅確保要配慮者に低廉な家賃で住宅を供給するものであり、その対象者は生活保護受給者に限られるものではない。 県営住宅は、団地規模の適正化や維持管理の効率化の観点から、引き続き入居率が低く需要が少ない郊外の団地を対象として集約化に取り組んでいく。	住宅課
260	意見	指定管理者制度と管理代行制度の比較	【指定管理者制度との比較】 管理代行においても、事業計画書の作成や指定管理者評価会議など指定管理者制度において参考となるべき事項について情報共有し、他の県営住宅の管理の参考とすることが望ましい。	措置済	令和6年度	ソフトピアジャパンセンターの指定管理に係る事業計画書や評価会議において、県営住宅の今後の管理に向けて参考となる事例があれば、管理代行業務を行わせている県住宅供給公社へ情報提供することとする。	住宅課